

## 第3部 参考資料

第1章 現行推計方法への経緯

第2章 取引主体の分類

第3章 統計表の見方

第4章 用語解説

第5章 推計方法

第6章 SNA 経済活動別分類と日本標準産業分類との対応

# 第1章 現行推計方法への経緯

## 1 国における推計の経緯

国民経済計算(System of National Accounts)は、一国経済について包括的・整合的に記録する統計であるが、国際連合により加盟国に導入が勧告された国際基準に準拠して、各国政府が自国の国民経済計算を整備しているため、国際比較可能性をその特徴としている。

我が国では、米国の国民所得統計の方式に則った昭和28年の「昭和26年度国民所得報告」以降、毎年、公表されるようになったが、昭和41年には最初の国際基準として1953(昭和28)年に国連で採択された1953SNAに基づく「国民所得統計」に移行した。昭和53年には1968(昭和43)年採択の1968SNAに基づく「国民経済計算体系」へ移行し、それまでの経済のフロー面の一部のみを捉える体系から、フローとストック両面の関係、財貨・サービスの取引と金融取引の関係を包括的・整合的に記録する体系が構築された。

平成12年になると経済構造の変化に対応して1993(平成5)年に採択された1993SNAに移行し、更に平成23年には平成17年基準改定に伴い、一部1993SNAに移行していなかった推計項目等(FISIMの本体系への導入等)が導入された。

平成28年には2009(平成21)年2月採択の2008SNAへの対応、推計方法の見直しや各種概念・定義の変更を行う平成23年基準改定を行った。

令和2年12月には、最新の「平成27年産業連関表」等の大規模・詳細な基礎統計の取り込みや2008SNAへの対応などを行う2015年(平成27年)基準改定を行った。

## 2 県における推計の経緯

県民経済計算は、敗戦後の経済の根本的立て直しのためには、統計に基づく科学的な施策の展開が必要という認識から、昭和22(1947)年に鹿児島県が県民所得の推計を行ったことが端緒となっている。本県では、昭和23年の県民所得について推計を行ったことが始まりである。

各県が独自に推計を行っていたため、概念規定、表章形式、推計方法などに相違が見られたが、経済企画庁調査部国民所得課(現内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部)は昭和31年に「県民所得の標準方式」を作成し、以後、本県も昭和30年度分からはこれに準拠して推計を行った。

昭和53年には、県民所得の推計方法を1968SNAと整合性のあるものへ移行するための経過措置として経済企画庁から「新県民所得標準方式(概念調整方式)」が示され、県民所得統計の計数を1968SNAの概念に組み替えた推計が行われた。その後、「県民経済計算標準方式(昭和58年版)」が示され、1968SNA体系に完全に移行した。

国民経済計算が1993SNAに全面的に移行したことに伴い、平成14年に内閣府から「県民経済計算標準方式(平成14年版)」が示され、平成12年度確報から1993SNAに準拠した推計方法に移行した。

平成19年公表の平成17年度確報からは、県内総生産の実質値を、生産系列で連鎖方式を用いて算出するようになったほか、県内総支出を県内総生産(支出側)に改める等、国に準拠した変更も行った。

平成23年には国民経済計算で平成17年基準改定が行われたことに伴い、県民経済計算でも平成25年公表の平成22年度確報から平成17年基準改定にかかる推計方法の改定が行われた。

平成30年公表の平成27年度福島県県民経済計算から、国民経済計算で2008SNAに対応した2011年(平成23年基準)に改定されたことに準じて、同基準へ移行している。

令和4年公表の令和元年度福島県県民経済計算においては、令和2年12月に国民経済計算で2015年(平成27年)基準改定が実施されたことに準じ、同基準へ改定した。これにより、娯楽作品原本の資本化や著作権等サービスを生産資産として記録すること、中央政府等の扱いの見直しなどが行われた。

## 2015年(平成27年)基準改定の概略

令和4年公表の「令和元年度福島県県民経済計算」から、国民経済計算に準じて、「2015年(平成27年)基準」への改定を行っている。2015年(平成27年)基準改定の概略は以下のとおり。

- ①構造統計の反映によるベンチマーク(基準)の変更
    - ・「平成27年(2015年)産業連関表」の反映
    - ベンチマーク(基準)の変更を行うとともに、産業連関表で新たに反映された「改装・改修(リフォーム・リニューアル)」、「分譲住宅の販売マージン」、「非住宅不動産の売買仲介手数料」を総固定資本形成に計上した。
  - ②国際基準(2008SNA)への対応
    - ・娯楽作品原本の資本化、著作権等サービスの記録
  - ③経済活動の適切な把握に向けた推計方法の改善
    - ・住宅宿泊事業(いわゆる民泊事業)の反映
  - ④中央政府等の扱いの見直し
    - ・一般政府を「中央政府等」と「地方政府等」に分け、制度単位としての中央政府等を、どの地域にも属さない域外(準地域)に位置するものとする。
  - ⑤概ね5年に一度、名目値=実質値(デフレーター※=100)となる参照年を変更しているが、今回、平成23(2011)暦年から平成27(2015)暦年に参照年を変更
- ※デフレーターは名目値から実質値を算出するために用いられる価格指数

基準改定の詳細については、内閣府経済社会総合研究所の「県民経済計算 統計の作成方法」をご覧ください。

[https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data\\_list/kenmin/files/contents/sakusei.html](https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kenmin/files/contents/sakusei.html)

## 推計基準の新旧比較

	(旧)		(新)
国際基準	2008SNA ・2009年に国連で採択	→	2008SNA ・2009年に国連で採択
国民経済計算	2011年(平成23年)基準 ・参照年(名目値=実質値となる年)は平成23(2011)暦年 ・2008SNAに基づき推計	→	2015年(平成27年)基準 ・参照年(名目値=実質値となる年)は平成27(2015)暦年 ・2008SNAに基づき推計 ・令和2年12月公表「2019年度国民経済計算年次推計」より変更
県民経済計算	2011年(平成23年)基準 ・国に準じ2011年(平成23年)基準を採用	→	2015年(平成27年)基準 ・国に準じ2015年(平成27年)基準を採用 ・令和4年5月公表「令和元年度福島県県民経済計算」より変更

## 第2章 取引主体の分類

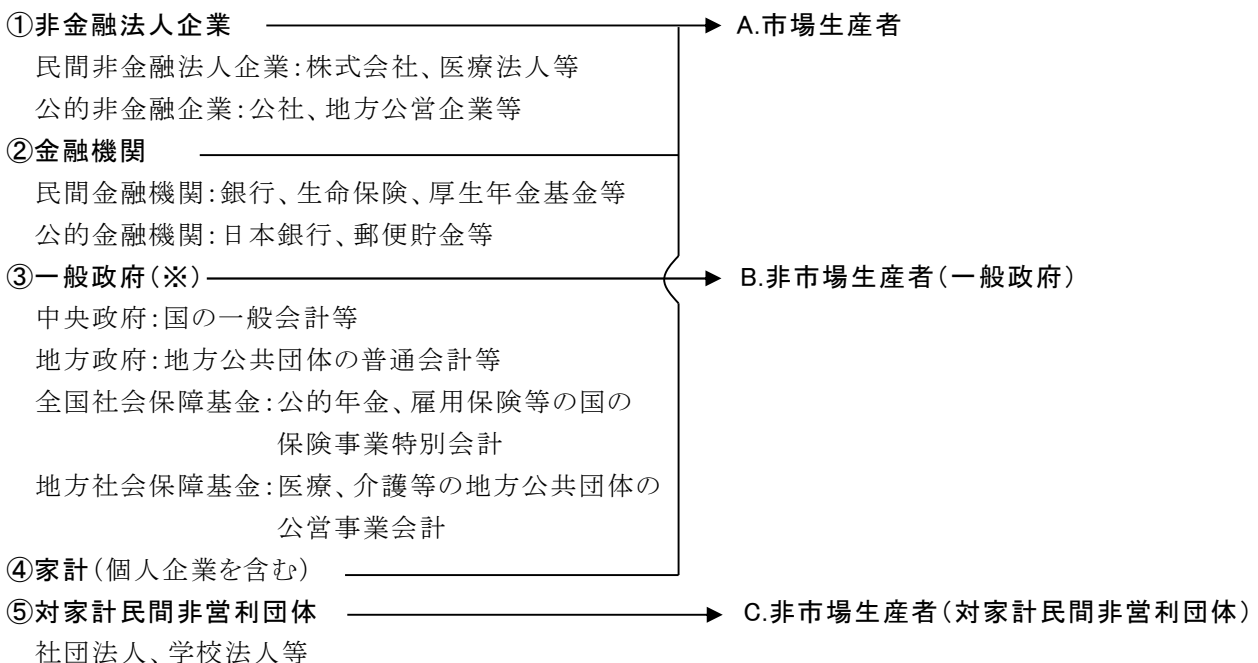
県民経済計算においては、取引の主体を分類する際、財貨・サービスの流れ(実物フロー)と資金の流れ(金融フロー)という2種類の取引の視点に従い、「経済活動別分類」と「制度部門別分類」という2つの取引主体に分類している。

「経済活動別分類」は、財貨・サービスの生産について分析する視点から分類する方法で、生産技術の同質性に着目し、事業所が統計の基本単位となっている。2011年(平成23年)基準以降は、農林水産業、鉱業、製造業、電気・ガス・水道・廃棄物処理業、建設業など16の経済活動別に分類され、国連が作成する国際基準である「国際標準産業分類」の改定第4版(ISIC Rev.4)と可能な限り整合的なものとなっている。

「制度部門別分類」は、所得の受払や処分、資金調達や資産の運用につき分析する視点から分類する方法で、その過程における同質性に着目し、事業所を統括した企業等が基本単位となっている。この分類では、①非金融法人企業、②金融機関、③一般政府、④家計(個人企業を含む)、⑤対家計民間非営利団体の5つの制度部門に分類される。ここで各制度部門を財貨・サービスの生産者と捉える場合、各部門は、財貨・サービスを経済的に意味のある価格で供給する「市場生産者」か、無料ないし経済的に意味のない価格で供給する「非市場生産者」に分かれ、①非金融法人企業、②金融機関、④家計(個人企業を含む)が「市場生産者」、③一般政府、⑤対家計民間非営利団体は「非市場生産者」という扱いとなっている。

なお、③一般政府のうち、公社、地方公営企業(上水道、公立病院ほか)等で経済的に意味のある価格で財貨・サービスを供給しているとみなせるものは、一般政府ではなく公的企業として、①非金融法人企業や②金融機関に分類されている。また、対家計民間非営利団体のうち医療法人等も同様に、①非金融法人企業に分類されている。

### 制度部門別分類



※2015年(平成27年)基準改定により、制度部門名として「中央政府等」、「地方政府等」の新たな名称を使用する。

「中央政府等」は、中央政府と全国社会保障基金であり、「地方政府等」は、地方政府と地方社会保障基金である。

# 第3章 統計表の見方

## －基本勘定－

県民経済計算は国民経済計算に準拠しているが、ストック統計や金融資本の増減を示す資料の制約等により、金融資本を除くフローの勘定表のみを作成している。

国民経済計算(SNA: System of National Accounts)は、財貨・サービス及び金融の取引と、フロー及びストックの取引について、経済活動の姿を包括的に計量把握する勘定(Account)体系である。企業会計を中心に発展してきた勘定体系を国の経済循環の把握に適用しようとするものである。

国民経済計算は複雑な経済循環の過程を様々な勘定で記録しているため、複雑な体系となっているが、その基礎はリチャード・ストーンが示した以下の3勘定システムである。

Y=所得(=生産 =支出)、C=消費、I=投資、S=貯蓄 とすると

生産勘定		所得の分配・使用勘定		蓄積勘定	
$Y=C+I$		$C+S=Y$		$I=S$	
Y 所得	C 消費	C 消費	Y 所得	I 投資	S 貯蓄
I 投資	I 投資	S 貯蓄	S 貯蓄		
(使途)←(源泉)	(使途)←(源泉)	(使途)←(源泉)	(使途)←(源泉)	(使途)←(源泉)	(使途)←(源泉)

勘定の統計表は、借方(左)を上段、貸方(右)を下段に表記している。所得の分配・使用勘定においては、貯蓄は所得のうち消費しなかった分としている。このように残差から導かれる項目をバランス項目という。

### 1 統合勘定

本県経済全体を1つの経済単位としてみた場合に、いくつかの側面でどのようなバランス関係が成立しているかを勘定の形で表したものである。

統合勘定は、「生産側と支出側の県内総生産」、「県民可処分所得と消費・貯蓄」、「資本の蓄積と調達」及び「域外取引の受取と支払」について、それぞれのバランス関係を示す4つの勘定で構成されている。

#### 1-1 県内総生産勘定(生産側及び支出側)

勘定の借方(上段)は、県内経済活動における付加価値総額を市場価格によって評価したもの(県内総生産(生産側))である。構成項目としては、「県内雇用者報酬」、「営業余剰・混合所得」、「固定資本減耗」、「生産・輸入品に課される税(中央政府、地方政府)」及び「(控除)補助金(中央政府、地方政府)」が示されている。

勘定の貸方(下段)は、県内生産物に対する支出の総額を市場価格によって評価したもの(県内総生産(支出側))である。構成項目としては、消費支出として「民間最終消費支出」及び「地方政府等最終消費支出」、投資支出として「総固定資本形成」及び「在庫変動」に加え、域外から県内生産物に対して行われる支出として「財貨・サービスの移出入(純)」が示されている。

県内総生産(生産側)と県内総生産(支出側)とは理論上同額となるべきものであるが、実際の推計のうえでは両面の推計に用いられる基礎資料や推計方法が異なるため、若干の不一致を免れない。そのため統計上の誤差や脱漏に基づくと思われる受払の計数上の差額を「統計上の不突合」として県内総生産(支出側)に計上し、両面のバランスを成立させている。

#### 1-2 県民可処分所得と使用勘定

制度部門別所得支出勘定を合計することにより統合したものである。統合により、県内における制度部門間の移転所得(財産所得、所得・富等に課される経常税、社会保障給付、利子、配当等)の受取

と支払は、相殺される。

このため、貸方(県民可処分所得:受取側)は、県内概念としての「県内雇用者報酬」、「営業余剰・混合所得」、「生産・輸入品に課される税(地方政府)」及び「(控除)補助金(地方政府)」と、域外からの移転項目である「県外からの雇用者報酬(純)」、「域外からの財産所得(純)」及び「域外からの経常移転(純)」で構成される。この受取側の合計は、県民全体で全額処分可能な所得であるから、県民可処分所得と名付けられている。

他方、借方(県民可処分所得の使用:支払側)は、「民間最終消費支出」、「地方政府等最終消費支出」及び「県民貯蓄」で構成される。

この勘定では、県民経済を全体としてみた場合に可処分所得が消費と貯蓄にどのようなバランスで使用されたかが示されている。

### 1-3 資本勘定(実物取引)

この勘定は、資本蓄積の形態とそのための資本調達の源泉について、制度部門別資本勘定を合計することにより統合したものである。国民経済計算においては、実物取引と金融取引とに区分されるが、県民経済計算では実物取引のみ記録している。

借方(資産の変動)には、「総固定資本形成」、「(控除)固定資本減耗」、「在庫変動」及び「純貸出(+)/純借入(-)」が計上され、他方、貸方(貯蓄・資本移転による正味資産の変動)には、「県民貯蓄」、「域外からの資本移転(純)」及び「(控除)統計上の不突合」が計上されている。

なお、各制度部門別資本勘定における「純貸出(+)/純借入(-)」の和は、資本勘定の「純貸出(+)/純借入(-)」に「統計上の不突合」を加えたものに等しくなっている。また、域内における各制度部門間の資本移転は統合することにより相殺されるため、資本移転は「域外からの資本移転(純)」のみが計上されている。

### 1-4 域外勘定(経常取引)

域外勘定においては、県全体の域外取引が計上されている。国民経済計算においては、経常取引と資本取引に区分されているが、県民経済計算においては、経常取引のみ記録している。

経常取引は、物の売買や運輸・通信・保険などサービスの売買よりなる「財貨・サービスの移出(入)」、労働に対して支払われる「雇用者報酬」、利子や配当金などからなる「財産所得」、対価の受領を伴わない財貨・サービス、現金の支払いのうち経常的なものよりなる「経常移転」によって構成され、差額(バランス項目)として支払側に「経常収支(域外)」が設けられている。

域外勘定を見るうえで注意すべき点は、域外の視点から見た勘定となっていることである。したがって、県の受取である「財貨・サービスの移出」が支払項目へ、県の支払である「財貨・サービスの移入」が受取項目となっている。

## 2 制度部門別所得支出勘定

制度部門別勘定は、取引主体を5つの部門に分け、経常取引(所得)の収入と支出(受取と支払)を記録した制度部門別所得支出勘定と、資本取引(資本蓄積の形態とその資金調達)を記録した制度部門別資本勘定(実物取引)として表している。

制度部門別所得支出勘定では、収入と支出が勘定の受取側・支払側にそれぞれ記録され、その差額(バランス項目)として支払側に貯蓄が導かれ、この貯蓄が「制度部門別資本勘定」の受取原資の一部となり、資本取引状況を記録することになる。

したがって、制度部門別所得支出勘定では、企業や政府、家計などにおいて、生産の対価として受け取った所得が、どのように再分配(所得移転)されたかを把握し、その結果、処分可能となった所得を最終消費と貯蓄にどう割り当てたかを記録している。さらに、各制度部門別勘定は、バランス項目としての貯蓄

を通じて制度部門毎に資本勘定に接合される。

### 3 制度部門別資本勘定(実物取引)

この勘定は、資本蓄積の形態とそのための資金調達の源泉を示すもので、貯蓄を通じて所得支出勘定と接合される。

「総固定資本形成」(企業設備投資、住宅投資等)、「在庫変動」及び「土地の購入(純)」という実物資産の蓄積の姿を示すと同時に、この蓄積のための原資をどう調達したかを明らかにする。

原資(貯蓄・資本移転による正味資産の変動)としては、所得支出勘定における受取のうち、他の支払に充てられず残差として得られた「貯蓄」、他の部門から資産の購入のために反対給付なしに受け取る「資本移転(純)」からなる。この結果、原資が実物資産の蓄積を上回れば「純貸出(+)/純借入(-)」がプラスになり、資金を他部門で運用することになる。逆に、原資が実物資産の蓄積を下回れば「純貸出(+)/純借入(-)」がマイナスになり、県外を含め他の部門から資金を調達することになる。

なお、この勘定における貯蓄投資バランスは、「純貸出(+)/純借入(-)」として表章されているが、その性格から制度部門毎に推計・分割することが困難及び不可能な「土地の購入(純)」(一般政府以外の制度部門)と「統計上の不突合」が含まれていることに注意を要する。

## 一 主要系列表 一

勘定は複式簿記の原則に従うため、同一の計数が2度出てくる。その重複を除き基本的な部分を取り出し、適宜編集して時系列の一覧表に整理したものが主要系列表である。

### 1 経済活動別県内総生産(名目、実質、デフレーター)

この表は、年度毎に県内各経済部門の生産活動によって新たに付加された価値の評価額を、16の経済活動別に示したものである。これらは、経済活動別に生産者価格表示(生産者の事業所における価格であり、購入段階の市場価格とは異なる)の産出額を推計し、中間投入(原材料、燃料等の物的経費及びサービス経費等)を控除する方法、いわゆる付加価値法によって推計される。

- (1)ここにいう生産には、農業、製造業などの物的生産ばかりでなく、卸売・小売業、金融・保険業、公務などのサービス生産も含まれる。
- (2)農家の自家消費に充てられた生産物や所有者自身が使用する住居のサービス(帰属家賃)など、見かけ上行われていない取引を擬制して計上する帰属計算を含む。
- (3)事業所の産出額には、本社の産出額(本社の一般管理費、物的諸経費、人件費等いわゆる本社経費負担分)が織り込まれているものとみなす。これらの諸経費は、通常工場等の事業所では支出されないものであるが、生産物が市場に供給される際には当然必要な経費として考えられ、コストの一部として付加されているものである。

この際、事業所(工場)所在県と本社所在県が同一県内の場合には問題とならないが、異なる場合は事業所(工場)において当該経費が購入されたものとみなし、事業所の中間投入として計上する(本社サービスの県外からの移入)。

- (4)総生産は、県内概念によってとらえられたものであるもので、県内で生産された生産物であれば他県の県民に対し県外への所得として分配されるものも含まれるが、県外からの所得で、その源泉が他県内の生産に関わるものは含まれない。

名目値で算出される値は市場価格で評価され、異時点間での変化の中には、数量の変化分のほかに物価水準による変化分が含まれるため、真の経済活動の増減を測るためには、物価水準による変動を除く必要がある。そこで、名目値について、物価水準による変動を取り除く実質化を行っている。

名目値から実質値を算出するために用いられる価格指数をデフレーターといい、デフレーターで名目値

を除いて実質値を求めることをデフレーションと呼ぶ。掲載しているデフレーターは、実質値を計算した後  
に名目値を実質値で除したもので、インプリシット・デフレーターと呼ばれている。

## 2 県民所得及び県民可処分所得の分配

県民所得は、生産要素を提供した県の居住者に帰属する所得として把握され、県民概念の要素費用  
表示の純生産として表示される。

県民所得は、県内居住者(=県民。企業を含む。)が一定期間に携わった生産活動によって発生した  
純付加価値額を、生産要素別と制度部門別を折衷した分類項目で表示したものであって、制度部門別所  
得支出勘定の各制度部門の該当項目から組替え表示することによって得られる。

これを機能からみた場合には、各生産要素である土地、労働、資本などに分配され、それぞれ地代、賃  
金、企業利潤などの所得を形成する。また、制度主体面からみれば各制度主体に分配され、県民雇用者  
報酬、財産所得、個人企業所得、民間法人企業所得などを形成する。

また、県民所得に生産・輸入品に課される税(控除)補助金(地方政府)、域外からの経常移転(純)を  
加えて、県民が実際に処分可能な所得を示したものが県民可処分所得である。

## 3 県内総生産(支出側)(名目、実質、デフレーター)

県内総生産(支出側)は、市場価格で表示される県内総生産(生産側)に対応する。

県内概念に基づき、財貨・サービスの処分状況を、最終消費支出、総資本形成(投資)、財貨・サービ  
スの移出(入)の需要項目毎に把握し、これに統計上の不突合を加えることによって県内総生産(支出側)  
が表示される。この県内総生産(支出側)に、域外からの要素所得(純)を加算すれば、市場価格表示の  
県民総所得が得られる。

### — 付表 —

#### 1 一般政府(地方政府等)の部門別所得支出取引

地方政府である県、市町村及び地方社会保障基金の3部門について、それぞれの部門の所得支出取  
引をみることにより、一般政府(地方政府等)が県民経済に果たしている役割を詳細に把握するための表  
である。

#### 2 社会保障負担の明細表(県民ベースの家計及び雇主の支払)

社会保障負担は、社会保障基金に対する県民概念(県民ベース)による家計及び雇主の負担金である。  
この表においては、社会保障基金に属する制度ごとに雇主及び家計の負担の額をそれぞれ記録するも  
の。

なお、この明細表は、社会保障負担にかかる県民ベースによる家計及び雇主の支払を記録するもので  
あるから、その負担額(支払額)には、域外にある全国社会保障基金への負担(域外への支払)も含まれ  
る。

#### 3 一般政府から県民ベースの家計への移転の明細表(社会保障関係)

社会保障基金から県民ベースの家計に支払われる社会保障給付(公的年金、医療、介護、雇用保険  
給付等)、特定の基金、準備金を設けず雇用者に直接支払われるその他の社会保障非年金給付(退職  
一時金の一部、公務災害補償等)及び社会扶助給付(生活保護費、恩給等)を、制度ごとに詳細に記  
録するもの。また、現物社会移転(市場産出の購入)(医療、介護の公的保険負担分等)と現物社会移転  
以外の社会給付を区別することにより、一般政府の社会保障関連政策を詳細に把握することが可能とな  
る。



なお、この明細表は、県民ベースの家計が受け取る社会保障給付等を記録するものであるから、これらの移転の額には、域外にある全国社会保障基金からの移転(域外からの受取)も含まれる。

#### 4 経済活動別県内総生産(名目)及び要素所得

経済活動別県内総生産は、各経済活動別に求めた生産者価格表示の県内総生産から固定資本減耗を控除して、生産者価格表示の県内純生産を求める。次いで、これから生産・輸入品に課される税(控除)補助金を控除して、県内要素所得(要素費用表示の県内純生産)を推計する。さらにこれから県内雇用者報酬を控除して、営業余剰・混合所得を求めている。

この表の県内雇用者報酬は県内ベースのため、県民所得(県民ベース)の内訳である県民雇用者報酬とは計数が異なることに注意を要する。

#### 5 経済活動別就業者数及び雇用者数

「経済活動別県内総生産及び要素所得」に関連して、経済活動別の労働力投入量を年間平均就業者数及び雇用者数の形で示したものである。ただし、計数の利用にあたっては、次の点に留意が必要である。

- ①複数の仕事を兼ねている者、例えば自営業主を本業としながら、副業として雇用者でもある者、あるいは2か所の事業所に雇用されているような者については2人と数えているため、国勢調査など1人の仕事を1つの就業に限って数えているような調査から得られる計数より雇用者総数は大きくなっている。
- ②就業時間の短いパートタイム労働者などについても、人数を就業時間の多少によって調整することせず、フルタイムの労働者と同様に数えている。
- ③農林水産業における有給の家族従業者は雇用者としている。

## 第4章 用語解説

県民経済計算は、経済全体の流れを体系的に表すために複雑な概念を含んでいます。用語の定義を理解するために解説をまとめましたので御利用ください。

### い 域外勘定

域外との財貨・サービスの移出入、県民が域外から得た雇用者報酬などの要素所得や経常移転(財産所得以外の移転)の状況を記録する勘定。なお、域外の視点から見た勘定となっているので、県の受取である項目が勘定の支払項目へ、県の支払である項目が勘定の受取項目へ記録されている。

#### 域外からの経常移転(純)

県民可処分所得の一部。「域外から受け取る経常移転(支払)－域外に支払う経常移転(受取)」で算出され、地方交付税、出稼ぎ送金や仕送り等が含まれる。

#### 域外からの資本移転(純)

貯蓄・資本移転による正味資産の変動の一部。「域外から受け取る資本移転－域外に支払う資本移転」で算出され、公共事業費補助金等のほか相続税、贈与税が含まれる。

#### 域外からの要素所得(純)

県民所得の一部。県外からの雇用者報酬(純)と域外からの財産所得(純)からなる。

県外からの雇用者報酬(純)は、県外から受け取る雇用者報酬(支払)－域外に支払う雇用者報酬(受取)で算出され、県民が県外で就労して得た所得等が含まれる。ただし、出稼ぎによる送金は域外からの経常移転となる。

域外からの財産所得(純)は、域外から受け取る財産所得(支払)－域外に支払う財産所得(受取)で算出され、県外企業からの法人企業の分配所得や域外の中央政府等からの利子・賃貸料等が含まれる。

### 一般政府

一般政府は、中央政府(国出先機関)、地方政府(県、市町村)、それらによって設定、管理されている社会保障基金から構成され、一般行政や公的教育などの財貨・サービスを無料ないし経済的に意味のない価格(生産者の供給量にも購入者の需要量にもほとんど影響を与えない価格)で生産する非市場生産者である。ここで、公営企業のうち経済的に意味のある価格で財貨・サービスを供給しているとみなせるものは、市場生産者に計上しており、上水道事業や病院事業などが電気・ガス・水道・廃棄物処理業や保健衛生・社会事業などに計上されている。

一般政府の産出額は、そのコストによって評価され、具体的には、産出額＝①雇用者報酬(人件費)＋②中間投入(物件費)＋③固定資本減耗(建物、道路・ダム等の社会資本、ソフトウェアの減価償却相当額等)＋④生産・輸入品に課される税となる。また、その性質上、営業余剰が発生しないため、費用のうち①③④の合計を総生産と定義している。

生産された政府サービスの一部は家計等に販売されるが、大半は自らが消費し、政府最終消費支出として計上される。道路、ダム等社会資本の固定資本減耗分についても、社会資本が提供するサービスの対価とみなして総生産に計上する。

なお、家計に販売された政府サービス(国公立学校の授業料のように、家計が政府から直接購入したサービス)については家計最終消費支出として計上される。

2015年(平成27年)基準改定により、中央政府及び全国社会保障基金からなる「中央政府等」と、地方政府及び地方社会保障基金からなる「地方政府等」が区別され、制度単位としての中央政府等をどの地域にも属さない域外(準地域)に位置づけることとなった。

## え 営業余剰・混合所得

生産活動から発生した付加価値のうち、資本を提供した企業部門の貢献分を指し、県内雇用者報酬、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税(控除)補助金とともに付加価値の構成要素の一つである。制度部門としては、非金融法人企業、金融機関、家計の三つの部門にのみ発生する。一般政府と対家計民間非営利団体は非市場生産者であり、定義上その産出額を生産費用の合計として計測していることから、営業余剰・混合所得は存在しない。

営業余剰は、生産活動への貢献分として、法人企業部門(非金融法人企業と金融機関)の取り分を含むとともに、家計部門のうち持ち家分の取り分も含む。

一方、混合所得は、家計部門のうち個人企業の取り分であり、その中に事業主等の労働報酬的要素を含むことから、営業余剰と区別して混合所得として記録される。

## か 家計最終消費支出

民間最終消費支出の一部。家計(個人企業を除いた消費主体としての家計)の新規の財貨・サービスの取得に対する最終消費支出。同種の中古品、スクラップの純販売額(=販売額-購入額)は控除される。土地と建物はこの項目に含まれない。通常は家計の支払分を指すが、農家における農産物の自家消費、自己所有住宅の帰属家賃、賃金俸給における現物給与、耐久消費財(ただし住宅建設は総資本形成に含む。)等も含まれる。

家計最終消費支出には、県内、県民2つの概念があり、前者(県内市場における最終消費支出)は、ある県の県内における居住者である家計及び非居住者である家計の最終消費支出である。他方、後者(居住者である家計の最終消費支出)は、前者に居住者である家計の県外での直接購入を加え、非居住者である家計の県内市場での購入を差し引いたものである。統合勘定、所得支出勘定には後者の概念で計上される。

## き 企業所得

営業余剰・混合所得に受け取った財産所得を加算し、支払った財産所得を控除したもの。経常利益に近い概念。県民所得の一部を構成する。

企業所得は民間法人企業所得、公的企業所得、個人企業所得に分類される。

## 基準改定

国民経済計算では、概ね5年ごとに、最新の「産業連関表」を取り込み、「国勢調査」や「住宅・土地統計」等の詳細な基礎統計も反映させたうえで、名目値=実質値(デフレーター=100)とする参照年を変更する「基準改定」を行っている。そして、この基準改定の際に、概念・定義の変更や推計方法の見直し等も実施されるが、国際連合で国民経済計算の国際基準が新たに採択されている場合には、この国際基準への対応も同時に行う場合もある。

令和2年12月公表の「2019年度国民経済計算年次推計」では、「平成27年(2015年)産業連関表」を取り込み、参照年を平成23年から平成27年に変更する2015年(平成27年)基準改定が行われた。

県民経済計算でも、国民経済計算に準拠して基準改定を行っており、令和元年度確報(令和4年5月公表)から2015年(平成27年)基準改定を行っている。

なお、2015年(平成27年)基準改定では、国際基準(2008SNA)への対応として娯楽作品原本の資本化やリース区分に応じた資産の記録、中央政府等の扱いの見直しなどの改定が行われた。

## 帰属計算

県民経済計算の特有な概念であり、財貨・サービスの提供ないし享受に際して、実際には市場でその対価の受払いが行われなかったのにもかかわらず、それがあたかも行われたかのようにみなして擬制的に取引計算を行うことをいう。

例えば、家計最終消費支出には、持ち家に係る住宅賃貸料である帰属家賃や農家における農産物の自己消費等が含まれる。

## 寄与度（対前年度増加寄与度）

各項目の増減が総額の増減に対してどれだけ貢献（寄与）しているのかを示す度合い。総額の増加率の内訳であり、各項目の寄与度の合計は総額の増加率と等しくなる。単位は「パーセントポイント」で、本年報では「%」で表示している。

$$\begin{aligned} \text{項目別対前年度増加寄与度}(\%) &= \text{前年度構成比} \times \text{項目別増加率} (\times 100) \\ &= \text{当年度項目別増減額} / \text{前年度総額} (\times 100) \end{aligned}$$

※連鎖方式による実質値の場合

$$\text{項目別対前年度増加寄与度}(\%) = \text{前年度名目構成比} \times \text{項目別実質増加率} (\times 100)$$

## け 経済活動別県内総生産

県内総生産を経済活動別に見たもので、県は年度値で、国は暦年値で公表している。

県内総生産は、経済活動別県内総生産を合計した値（「小計」欄）から、輸入品に課される税・関税を加算し、総資本形成に係る消費税を控除して算出される。

また、小計は、市場生産者のほか、非市場生産者である一般政府と対家計民間非営利団体の3区分に再掲され、さらに、第1次産業（農林水産業）、第2次産業（鉱業、製造業、建設業）、第3次産業（その他）毎にも再掲される。

## 経済活動別分類

制度部門別分類が所得の受取や処分、資金の調達や資産の運用についての意思決定を行う主体の分類であるのに対し、経済活動別分類は、財貨・サービスの生産についての意思決定を行う主体の分類である。経済活動別分類は、生産技術の同質性に着目した分類となっており、事業所（実際の作業を行う工場や事業所など）が統計の基本単位となっている。

## 経済成長率

県内総生産の対前年度増加率。名目値と実質値がある。県は年度値のみだが、国は暦年値・年度値（一部）・四半期値を公表している。

概念上は生産側と支出側の県内総生産は等しいが、推計に使用する基礎統計の精度等の都合から、県は生産側、国は支出側の県内総生産の対前年度増加率を用いている。

## 経常移転

支払側の資産や貯蓄ではなく経常的な収入の中から充てられ、また受取側の投資の源泉とならないもので、資本移転と区別される移転であり、所得支出勘定に計上される。経常移転には、所得・富等に課される経常税、純社会負担、現物社会移転以外の社会給付、その他の経常移転からなる。

## 経常収支（域外）

財貨・サービスの域外との受取と支払の差額、要素所得の域外及び域外との受取と支払の差額の合計に、域外との経常移転（財産所得以外の移転）の受取と支払の差額を加えたもの。

## 県内概念と県民概念

県内という概念は、県内で活動する経済主体を対象とするという概念であり、経済活動の場所に着目した概念(属地主義)である。

一方、県民という概念は、その県の居住者主体を対象とする概念(属人主義)である。県内・外で活動するかどうかを問わず県内に所在する企業、一般政府、対家計民間非営利団体及び当該県の居住者である個人を指す。

財貨・サービスの生産に関しては、県内で行われる全ての生産を記録するため、県内概念により構成される。例えば企業については、資本関係ではなく事業所の所在地で判断する。他県に本社のある企業が、県内において生産活動を行っていれば当県の生産者として県内に含まれ、逆に当県に本社のある企業が他県で行う生産活動(工場、支店、営業所など)は含まれない。また、数県にまたがって営業している企業は、県分を分割して計上している。そのため、県内総生産は、県内に所在する生産者による生産活動の結果、生み出された付加価値の総計となる。

支出に関しては、最終消費支出は、居住者たる家計、対家計民間非営利団体、一般政府が行うものであるため、県民概念によるが、他方、総固定資本形成は県内概念による。

これに対し、県民所得に関しては、居住者の全ての所得を取扱い、それが県内で発生したかどうかを問わないので、県民概念に基づく。

## 県内純生産

県内ベースの純生産。県内総生産から固定資本減耗を除いたものが市場価格表示の県内純生産で、さらに生産・輸入品に課される税(控除)補助金を除くと要素費用表示の県内純生産となる。県内雇用者報酬、営業余剰・混合所得からなる。

## 県内総資本形成

総固定資本形成と在庫変動の合計。

## 県内総生産

一定期間(県民経済計算では年度単位)に県内の経済主体が生み出した付加価値額の総額。

総生産はGDP(Gross Domestic Product)とも表され、生産側(供給側)では、産出額から中間投入を控除して求められる。三面等価の原則により、生産・分配・支出は同一の付加価値を異なる側面から捉えたもので理論上は等しくなるが、生産側と支出側では推計上の接近方法が異なるため推計値に乖離が生じることがあり、県民経済計算では、支出側に統計上の不突合を計上することで、生産側と調整される。なお、国民経済計算では、生産側に統計上の不突合を計上している。

## 県民可処分所得

県民可処分所得とは、県民全体の可処分所得のこと。可処分所得とは、県民全体あるいは各制度部門の全ての経常収入(県民雇用者報酬、営業余剰・混合所得と財産所得等の経常移転の受取)から、全ての経常移転の支払を控除したものであり、それぞれの制度部門の手元に残った実際に処分可能な所得を示している。各制度部門別の可処分所得は所得支出勘定において表章されており、県民可処分所得はそれら制度部門別の所得支出勘定を統合することによって求められ、県民可処分所得と使用勘定で表章される。

県民可処分所得は、市場価格表示の県民所得に域外からの経常移転の純受取を加えたものに等しく、生産活動によって生み出された要素所得に域外からの移転分を加えたものであり、県民全体の処分可能な所得を表している。これを支払の面からみると、民間及び政府の最終消費支出と貯蓄に処分される。

制度部門別の可処分所得についてみると、非金融法人企業及び金融機関では最終消費支出を行わないため、可処分所得は全額貯蓄となる。他方、最終消費の主体である一般政府(地方政府等)、対家計民間非営利団体、家計では、可処分所得は消費と貯蓄に処分される。

## 県民所得

分配された付加価値を県民ベースで評価したもの。県内純生産に域外からの要素所得(純)を加えた値でもある。県民雇用者報酬、財産所得、企業所得からなる。市場価格表示と要素費用表示がある。通常、要素費用表示の額を県民所得としている。

県民雇用者報酬には、厚生年金や労災保険などの事業主負担分も含まれている。

土地や株式の売却益、相続した遺産などは、課税対象所得であっても、生産活動で生み出された付加価値ではないため、財産所得には含まれない。

社会保障給付(国民年金ほか)、社会扶助給付(生活保護費ほか)等は、住民や企業など県外を含む誰かにいったん分配された付加価値を、年金負担や租税を通じて政府などが集めたうえで再び分配したものである。年金給付の財源となる付加価値は県民雇用者報酬などの形で県民所得に含まれているが、年金給付そのものは県民所得には含まれない。

## 県民総所得

県民総所得は、当該県の居住者主体によって受け取られた所得の総額を示すものである。

県内総生産(支出側)(=県内総生産(生産側))に域外からの要素所得(雇用者報酬、財産所得)の純受取を加えることによって示され、分配面からのアプローチによって把握されるものである。

## 県民貯蓄

県民可処分所得から最終消費支出を引いた値。貯蓄・資本移転による正味資産の変動の一部であり、資本蓄積(投資)のための原資となる。

## 固定資本減耗

固定資本減耗は、建物、構築物、機械・設備、知的財産生産物等からなる固定資産(有形固定資産、無形固定資産)について、これを所有する生産者の生産活動の中で、物的劣化、陳腐化、通常の破損・損害、予見される滅失、通常生じる程度の事故等による損害から生じる減耗分の評価額を示し、固定資産を代替するための費用として総生産の一部を構成する。固定資本減耗は、全て時価(再調達価格)ベースで推計されている。

なお、県民経済計算では、政府と対家計民間非営利団体を生産者として格付けしているため、社会資本(注)等、これらの固定資産についても固定資本減耗が計上されている。

また、生産や総資本形成などで、固定資本減耗を含む計数は「総」(Gross)、含まない計数は「純」(Net)を付して呼ばれる。

(注)社会資本

道路、ダム、公園、上下水道等の社会資本(インフラストラクチャー)は主として一般政府によって形成され、財貨・サービスの生産活動に間接的に貢献する。社会資本の減価償却分は1968SNAまでは計上されていなかったが、1993SNAでは一般政府の固定資本減耗に計上するようになった。

## 雇用者

雇用主ではなく、被雇用に近い概念。市場生産者・非市場生産者を問わず生産活動に従事する就業者のうち、個人業主と無給の家族従事者を除く全ての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含まれる。

## 雇用者報酬

雇用者報酬とは、生産活動から発生した付加価値のうち労働を提供した雇用者への分配額を指す。賃金のほか、雇用者の福利厚生のための雇主の各種負担等を含む広義の雇用者の所得。所得支出勘定では、家計の受取のみ計上される。

県民雇用者報酬は県民ベースの雇用者報酬で、県内雇用者報酬に県外からの雇用者報酬(純)を加えた値である。

雇用者報酬は、具体的には以下のような項目から構成されており、このうち①(b)、②及び③の一部は、実際に現金の形で雇用者に支払われるものではなく、帰属計算項目として雇用者報酬に含まれているものである。

### ①賃金・俸給

(a)現金給与(所得税、社会保険料の雇用者負担等の控除前)。

一般雇用者の賃金、給料、手当、賞与などの他に役員報酬や議員歳費等も含まれる。

(b)現物給与

自社製品等の支給など、主として消費者としての雇用者の利益となることが明らかな財貨・サービスに対する雇主の支出である。給与住宅差額家賃もこれに含まれる。

### ②雇主の現実社会負担

(a)雇主の現実年金負担

社会保障制度を含む社会保険制度のうち年金制度に係る雇主の負担金。

(b)雇主の現実非年金負担

社会保障制度のうち、医療や介護保険、雇用保険、児童手当に関わる雇主の負担金等。

### ③雇主の帰属社会負担

(a)雇主の帰属年金負担

企業年金のような雇主企業においてその雇用者を対象とした社会保険制度のうち確定給付型の退職後所得保障制度(年金と退職一時金を含む)に関してのみ計上される概念であり、企業会計上、発生主義により記録されるこれらの制度に係る年金受給権のうち、ある会計期間における雇用者の労働に対する対価として発生した増分(現在勤務増分)に、これらの制度の運営費(「年金制度の手数料」と呼ばれる)を加えたものから、これらの制度に係る雇主の現実年金負担を控除したもの。

(b)雇主の帰属非年金負担

発生主義での記録が行われない退職一時金の支給額や、その他無基金により雇主が雇用者に支払う福祉的な給付(私的保険への拠出金や公務災害補償)。

## さ 財貨・サービスの移出入(純)

県内総生産(支出側)の一部。「財貨・サービスの移出ー財貨・サービスの移入」で算出される。

財貨・サービスの移出は、財貨・サービスの県外出荷分。財貨・サービスの移入は、県外から購入された財貨・サービス。

なお、県外からの観光客が、県内に宿泊し、特産品を購入した場合は、財貨・サービスの移出に含まれる(生産側では、県内の事業所による売上(経済活動)となるので、県外からの観光客が消費した分も県内の総生産(宿泊・飲食サービス業、卸売・小売業等)に含まれる。)

2015年(平成27年)基準改定により、中央政府等の地域事業所の最終消費を移出として記録することとなった。

## 在庫変動

総資本形成の一部。期末在庫残高から期首在庫残高を引いた値。企業が所有する製品、仕掛品、原材料や卸売・小売業が所有する流通品等の棚卸資産のある一定期間における物量的増減を市場価格で評価したものである。仕掛工事中の重機械器具、と畜や商品用に飼育されている家畜も含まれる。

在庫品について、期中に評価価格の変動により生じる利益や損失は付加価値ではない。そこで、在庫品増加のうち評価価格の変動により増減した価格変動分を調整する処理(在庫品評価調整)を行っている。

## 在庫品評価調整

県民経済計算においては、発生主義(注)の原則が採られており、在庫変動は、当該在庫の増減時点の価格で評価すべきものとされている。しかし、入手可能な在庫関係データは企業会計に基づくものであり、後入先出法や先入先出法等企業会計上認められている様々な在庫評価方法で評価されている。したがって、期末在庫残高から期首在庫残高を差し引いて得られる増減額には、期首と期末の評価価格の差による分も含まれている。

そこで企業会計から得られたデータをもとに県民経済計算を作成する場合、両者の評価の相違を調整する必要が生じ、その額を在庫品評価調整額と呼んでいる。すなわち、企業会計における評価額－県民経済計算における評価額＝県民経済計算における在庫品評価調整額 という関係にある。この評価価格の差による分を除くための調整が在庫品評価調整である。

(注)発生主義

県民経済計算では、取引の記録時点として当該取引が実際に発生した時点を適用することとしており、これを発生主義の原則という。

具体的に各取引についてみると、生産活動については財貨の生産やサービスの提供がなされた時点、消費支出、資本形成については財貨・サービスが購入された時点又は所有権が移転した時点、所得の受払については、その支払義務が発生した時点が採られる。

発生主義に対して現金主義という言葉があるが、これは支出や所得の受払について、その支払が実際に行われた時点を記録時点として適用する方法である。

## 財産所得

県民所得の一部。資産の貸借により生じる所得。

財産所得は、金融資産の所有者である制度単位が他の制度単位に対して資金を提供する見返りとして受け取る「投資所得」と、土地等の所有者である制度単位が他の制度単位に対してこれを提供する見返りに受け取る「賃貸料」からなる。財産所得の受払は、全ての制度部門に記録されるが、さらに内訳として、「利子」、「法人企業の分配所得」、「その他の投資所得」、「賃貸料」に分かれる。ただし賃貸料には、構築物(住宅を含む)、設備、機械等の再生産可能な有形固定資産の賃貸に関するものは含まれない。

主要系列表では、一般政府、家計、対家計民間非営利団体の3部門の財産所得を表章している。民間法人企業や公的企業、個人企業にも財産所得があるが、これらはすでにそれぞれの企業所得の中で受払が行われて計上されている。すなわち企業所得は、営業余剰(営業利益)＋財産所得の受取・支払からなっている。



## 最終消費支出と現実最終消費

消費とは、当該期間内に使用しつくされる、対価を伴う支出のこと。最終消費とは、それ自体が目的の消費で、次の生産のための消費である中間消費(＝中間投入)と区別される。

最終消費は、各主体がその費用を負担するというベース(最終消費支出)なのか、各制度単位がその便益を享受するというベース(現実最終消費)なのかによって、二つの概念に分かれる。

最終消費支出は県内総生産(支出側)の一部であり、民間最終消費支出と地方政府等最終消費支出からなる。

なお、家計と地方政府等それぞれの最終消費支出と現実最終消費は次のように計算できる。

$$\text{家計現実最終消費} = \text{家計最終消費支出} + \text{現物社会移転の受取(対家計民間非営利団体最終消費支出} + \text{地方政府等最終消費支出のうち個別消費支出} + \text{中央政府等最終消費支出のうち個別消費支出)}$$

$$\text{地方政府等現実最終消費} = \text{地方政府等最終消費支出のうち集合消費支出}$$

(注)個別消費支出と集合消費支出

個別消費支出とは、個々の家計の便益のために行うものであり、集合消費支出とは、外交、防衛、警察等の社会全体に対するサービス活動に要する消費支出である。

個別消費支出は、「現物社会移転(市場産出の購入)」と、「現物社会移転(非市場産出)」の和となっている。

一般政府の最終消費支出は、個別消費支出と集合消費支出に区分される。一方、家計及び対家計民間非営利団体の最終消費支出は、全て個別消費支出となる。

(注)現物社会移転

現物社会移転とは、一般政府または対家計民間非営利団体の個々の家計に対する現物の形での財貨・サービスの支給をいう。現物社会移転は、一般政府または対家計民間非営利団体が市場で購入したものか、あるいは自ら非市場産出として生産したものかに分かれる。

このうち、現物社会移転(市場産出の購入)は、一般政府が、家計に現物の形で支給することを目的に、市場生産者から購入する財貨・サービスのことであり、具体的には医療保険給付分及び介護保険給付分、義務教育に係る政府による教科書購入費などである。

一方、現物社会移転(非市場産出)は、一般政府や対家計民間非営利団体が、家計に対して無料又は経済的に意味のない価格で供給する財貨・サービスのうち、財貨・サービスの販売による収入分を除いたものをいう。具体的には、公立保育所や国公立学校、県立の美術館等の産出額のうち、利用者からの利用負担等で賄われない部分などである。

## 産出額

出荷額や売上高に近い概念。産出額から中間投入を控除することで付加価値(総生産)になる。

卸売・小売業では、商品販売額そのものではなく、仕入額などを控除した粗利益が産出額のベースとなる。

なお、一般政府、対家計民間非営利団体の産出額は、そのコストによって評価される。「一般政府」「対家計民間非営利団体」の項を参照。

## 三面等価

対価の伴う支出(支出)は、同時に対価分の新たな価値の発生(生産)と対価の受取(分配)が生じることを意味する。このように支出・生産・分配の三面が一致することをいう。

## 市場価格表示及び要素費用表示

市場価格表示とは、文字通り市場で取引される価格による評価方法であり、消費税等の生産・輸入品に課される税(控除)補助金を含んだ価格表示のことである。一般に市場価格表示では二つの評価方法が採られており、一つは生産者価格表示、他方は購入者価格表示による方法である。

一方、要素費用表示とは、各商品の生産のために必要とされる生産要素に対して支払われた費用(雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗)による評価方法である。要素費用表示は、生産者価格から生産・輸入品に課される税を控除し、補助金を加えたものに等しい。

通常、県民経済計算では、県内総生産、県内総生産(支出側)及び県民可処分所得は市場価格表示、県民所得は要素費用表示の額を用いる。

## 実質値

「名目値と実質値」参照。

## 資本勘定

県内において投資活動を行うことにより増加した資本等の蓄積状況と、その原資となる資金の調達状況を示す勘定。

## 社会保障基金

社会保障基金とは、①政府により賦課・支配され、②社会の全体ないし大部分をカバーし、③強制的な加入・負担がなされる、という基準をすべて満たすものと定義される。

社会保障基金は、制度部門別分類において中央政府及び地方政府とともに一般政府を構成しており、国の年金特別会計、労働保険特別会計等のほか、地方公共団体の国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業などが該当する。

2015年(平成27年)基準では、中央政府によって設定、管理されている全国社会保障基金と、地方政府によって設定、管理されている地方社会保障基金とが区別されることとなった。

## 就業者

市場生産者・非市場生産者を問わずあらゆる生産活動に従事する者をいい、無給の家族従事者を含む。

## 純貸出（＋）／純借入（－）

資産の変動(基本勘定1-3 資本勘定)の一部。貯蓄及び資本移転による正味資産の変動と、非金融資産の純取得(純固定資本形成、在庫変動、土地の購入(純))の差額から導出される。これは、県の資金過不足を表しており、プラスの時は黒字、マイナスの時は赤字を表す。

## 所得支出勘定

要素所得・移転所得の受払、県民可処分所得と最終消費支出・貯蓄の関係を示す勘定。

所得支出勘定は、五つの制度部門別に、所得の受取と使用を記録する勘定である。制度部門別勘定を集計したものは、統合勘定における「県民可処分所得と使用勘定」として表章される。この勘定によって、生産活動の結果生み出された要素所得(雇用者報酬、営業余剰・混合所得)がどの制度部門に分配され、さらに受け取られた所得がどのような形式で再分配されたかが明らかになる。また、所得と実物の流れである消費との連結が明確にされるとともに貯蓄を通じて資本勘定と結びつけられている。

## 所得・富等に課される経常税

その他の経常移転(財産所得以外の移転)の一部。①労働の提供や財産の貸与、資本利得など様々な源泉からの所得に対して、公的機関によって定期的に課せられる租税及び②消費主体としての家計が保有する資産に課せられる租税をいう。所得税、法人税、都道府県民税、市町村民税等直接税のほかに家計の負担する自動車関係諸税及び日銀納付金がこれに該当する。

なお、所得・富等に課される経常税と生産・輸入品に課される税は、それが所得から支払われるか、生産コストの一部とみなされるかによって区別される。したがって、自動車税のような租税は、生産者が支払う場合には生産コストを構成するものとして生産・輸入品に課される税とみなされるが、家計が支払う場合には生産活動との結びつきがないため所得・富等に課される経常税に分類される。

## せ 生産・輸入品に課される税

生産・輸入品に課される税は、原則として、①財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課される租税で、②税法上損金算入を認められ、③その負担が最終購入者へ転嫁されるものを指す。これは、生産者にとっては生産コストの一部を構成するものとみなされる点で、「所得・富等に課される経常税」とは区別される。

例としては、消費税、関税、酒税、不動産取得税、事業所得税、固定資産税、企業の支払う自動車税などが挙げられる。また、財政収入を目的とするもので、政府の事業所得に分類されない税外収入(日本中央競馬会納付金など)も含まれる。

家計(持ち家)は住宅賃貸業を営むものと擬制(帰属計算)されているので、家計からの住宅(土地含む)に対する固定資産税は、生産・輸入品に課される税として扱われる。

### 制度部門別分類

経済活動別分類が財貨・サービスの生産についての意思決定を行う主体の分類であるのに対し、制度部門別分類は、所得の受払や処分、資金の調達や資産の運用についての意思決定を行う主体の分類である。この分類による取引主体には、①非金融法人企業、②金融機関、③一般政府(中央政府等、地方政府等)、④家計(個人企業を含む)、⑤対家計民間非営利団体の5つの制度部門がある。

なお、公営企業等で経済的に意味のある価格で財貨・サービスを提供しているとみなせるものは、一般政府ではなく、公的企業として非金融法人企業や金融機関に分類される。

また、金融機関が独立部門として設定されているが、これは、金融面の活動において金融機関は他の部門とは全く異なる行動をとるので、金融機関を分離する必要があることによる。

## そ 総固定資本形成

総資本形成の一部。民間法人、公的企業、一般政府、対家計民間非営利団体、家計(個人企業)による会計期間中の固定資産の取得から処分を控除したものに、非生産資産の価値を増大させるような支出を加えた価額をいう。(中古品やスクラップ、土地等の純販売額は控除。マージン、移転経費は含む。)

総固定資本形成の対象となる固定資産は、形態別には大きく、①住宅、②その他の建物・構築物、③機械・設備、④知的財産生産物などが含まれる。

2015年(平成27年)基準改定により、「改装・改修(リフォーム・リニューアル)」、「分譲住宅販売マージン」、「非住宅不動産の売買仲介手数料」及び「娯楽作品原本」を新たに総固定資本形成として記録することとなった。

### 総資本形成に係る消費税

消費税は事業者を納税義務者としているが、税金分は事業者の販売する財・サービスの価格に上乗せされ、最終的には消費者が負担しており、県民経済計算では生産・輸入品に課される税に分類されている。

一方、税法上、課税業者の投資に係る消費税は、他の仕入れに係る消費税とともに事業者が消費税を納入する時点で納税額から控除できる制度(仕入税額控除)が採られているため、この控除分を「総資本形成に係る消費税」として扱い、支出側の総資本形成(固定資産形成及び在庫変動)ではこの分を控除している。このため、生産側においてもこの「総資本形成に係る消費税」は控除する必要があるが、経済活動別の分割が困難であるため一括して控除している。

## その他の投資所得

財産所得の一部。保険契約者に帰属する投資所得、年金受給権に係る投資所得、投資信託投資者に帰属する投資所得からなる。

保険契約者に帰属する投資所得には、生命保険や非生命保険の保険帰属収益及び保険契約者配当が含まれる。このうち、保険帰属収益(保険契約者の資産から生じる投資所得)は、現実には保険会社に留保される性格のものであるが、保険契約者に支払われるべきものであるため、保険会社から保険契約者に一旦支払われるものとし、同額が、追加保険料として保険契約者から保険会社に払い戻されるという処理が行われている。

年金受給権に係る投資所得は、雇用関係をベースとする退職後所得保障制度(企業年金等)について、制度を運営する年金基金に対して、受給者たる雇用者(家計)が保有する年金受給権に関する投資所得を指す。現実には年金基金が留保するものであるが、保険帰属収益同様に、年金基金から一旦家計に支払われ、家計がこれを年金基金に払い戻すという処理が行われている。

投資信託投資者に帰属する投資所得は、投資信託の留保利益を指す(平成24年度以降)。現実には投資者に配分されないものの、投資者に帰属する所得であることから、一旦、投資信託(金融機関)から投資者(家計等)に支払われ、投資者が同額を投資信託に再投資した、という処理が行われている。

## た 対家計民間非営利団体

家計に対して、無料ないし経済的に意味のない価格で財貨・サービスを提供する非市場生産者で、私立学校、社会福祉事業、政治団体、労働団体、宗教団体等が該当する。このため、医療法人のように経済的に意味のある価格で財貨・サービスを供給しているとみなせるものは、市場生産者に計上される。

産出額は、政府サービス生産者同様そのコストによって評価される。具体的には、産出額＝①雇用者報酬(人件費)＋②中間投入(物件費)＋③固定資本減耗(建物などの減価償却相当額)＋④生産・輸入品に課される税となる。また、その性質上、営業余剰が発生しないため、費用のうち①③④の合計を総生産と定義している。

## 対家計民間非営利団体最終消費支出

民間最終消費支出の一部で、対家計民間非営利団体の最終消費支出。対家計民間非営利団体の産出額から財貨・サービスの販売額及び自身の総固定資本形成に充てられる部分(自己勘定総固定資本形成)を控除したものである。

具体的には、財貨・サービスの販売は、私立学校の学費収入等が含まれ、自己勘定総固定資本計には、対家計民間非営利団体に属する機関が自ら行う研究・開発(R&D)が含まれる。

## ち 地方政府等最終消費支出

地方政府等最終消費支出は、地方政府等の財貨・サービスに対する経常的支出である政府サービス生産者の産出額から、他部門に販売した額(財貨・サービス販売額)及び地方政府等自身の総固定資本形成に充てられる部分(自己勘定総固定資本形成)を差し引いたものに、現物社会移転(市場産出の購入)を加えたものである。

具体的には、財貨・サービスの販売額には、各種の手数料収入や、公立大学の学費収入等が含まれ、自己勘定総固定資本形成には、地方政府等に属する機関が自ら行う研究・開発(R&D)の総固定資本形成が含まれる。

現物社会移転(市場産出の購入)については、「最終消費支出と現実最終消費」参照。

2015年(平成27年)基準改定以前は中央政府等、地方政府等を含めて政府最終消費支出として記録していたが、基準改定により地方政府等分のみを記録することとなった。

なお、中央政府等の地域事業所が産出する政府サービスは、域外の中央政府等で最終消費されるため、「財貨・サービスの移入」に記録される。

## 中間投入

生産の過程で原材料・光熱水費・間接費等として消費された財貨・サービス。

単なる破損の修理や正常な稼働を保つための支出は中間投入に分類されるが、耐用年数を大幅に増大させる支出は総固定資本形成に分類される。また、機械等の固定資本の減価償却分や人件費は中間投入に含まれず、固定資本減耗、雇用者報酬として付加価値額(総生産)に含まれる。

産出額から中間投入を控除したものが付加価値額(総生産)となる。

## 貯蓄

貯蓄は、各制度部門の要素所得(雇用者報酬、営業余剰・混合所得)の受取や各種の経常移転の受取からなる経常的収入から、消費支出や各種の経常移転の支払からなる経常的支出を差し引いた残差として定義される。したがって、所得支出勘定のバランス項目であり、資本蓄積のための原資として資本勘定に受け継がれる。

## 貯蓄率

家計の貯蓄÷(家計の可処分所得+年金受給権の変動調整) で算出される。

家計の可処分所得とは、県民(企業含む)が実際に使用可能な所得である県民可処分所得について、家計部門(個人企業含む)に限って算出した所得。

## 賃金・俸給

県民雇用者報酬の一部。給与、現物給付、企業の役員報酬、議員歳費等からなる。現物給付は差額家賃(社宅など市中家賃より安く住宅を提供する際の差額)を含む。

## 賃貸料

財産所得の一部。土地の貸借により生じる所得。

所得支出勘定における賃貸料は、土地の純賃貸料からなる。ただし、構築物(住宅を含む)、設備、機械等の再生産可能な有形固定資産の賃貸に関するものは、商品としてのサービスの購入、販売として扱われるので、ここには含まず、企業所得に含める。

土地の賃貸は、建物や機械のそれと異なり、所有者の生産活動とみなされない。賃貸された土地は、生産面ではあたかも使用者が所有しているかのように取り扱われ、土地の所有に伴う税金、維持費等の経費は使用者が生産活動を行うためのコストの一部(生産・輸入品に課される税、中間投入)として計上され、また、純賃貸料(=総賃貸料-税金等諸経費)は使用者の営業余剰・混合所得に含まれる。他方、所得支出勘定において、使用者及び所有者に上述の純賃貸料が財産所得(賃貸料)の受払としてそれぞれ計上される。

## て デフレーター

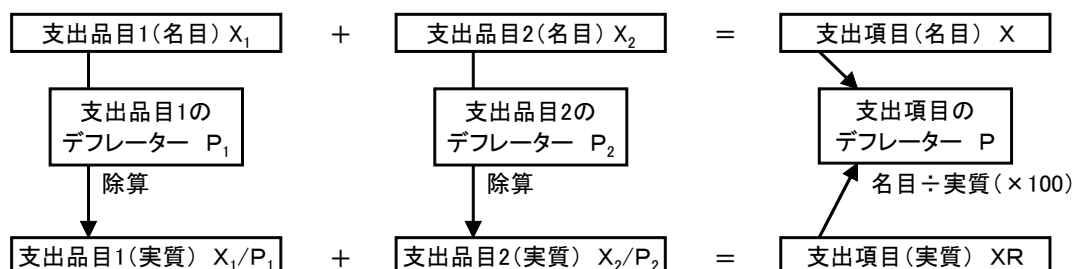
デフレーターは、物価の総合的な変動を表す指標で、名目値から実質値を算出する際に用いられる。連鎖方式における参照年、固定基準年方式における基準年を100とした値で表わされる。

一般的には、デフレーターが上昇した場合はインフレ、低下した場合はデフレといえる。ただし、輸入原材料価格が上昇したものの最終製品価格への転嫁が不十分だった場合、消費者物価指数や企業物価指数は上昇するが、企業の利益(付加価値)が減少するためデフレーターは低下することがある。

県民経済計算では、県内総生産についてのデフレーターが直接作成されるのではなく、構成項目ごとにデフレーターを作成して実質値を求め、全体としてのデフレーターは逆算によって求められる場合がある。このようなデフレーターの算出方法をインプリシット(implicit = 明示的でない)方法といい、求められたデフレーターを「インプリシット・デフレーター」と呼ぶ。

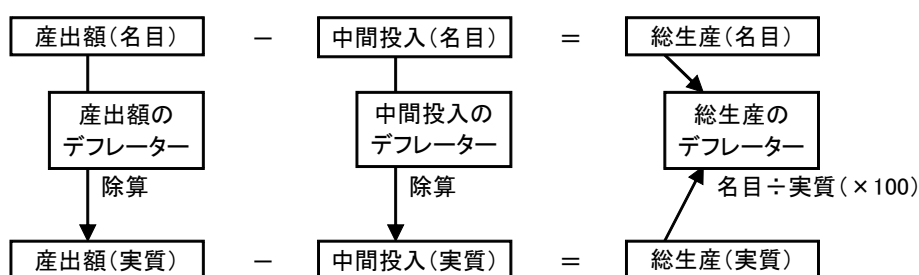
(固定基準年方式の例)

ある支出項目が2つの個別品目で構成されているケースを考え、それぞれの品目の名目値を $X_1$ 、 $X_2$ とし、デフレーターを $P_1$ 、 $P_2$ とする。このケースでは当該支出項目の名目値( $X$ )は $X_1 + X_2$ となり、実質値( $XR$ )は個別品目の実質値の合計( $X_1/P_1 + X_2/P_2$ )となる。この場合、当該支出項目のデフレーター( $P$ )は $X/XR [= (X_1 + X_2) / (X_1/P_1 + X_2/P_2)]$ として事後的に求められることになる。



(連鎖方式の例)

政府サービス生産者と対家計民間非営利サービス生産者を除き、産出額(名目)を産出額のデフレーター、中間投入(名目)を中間投入のデフレーターでそれぞれ実質化し、産出額(実質)から中間投入(実質)を差し引いた値を総生産(実質)とする(ダブルデフレーション方式)。この場合、総生産のデフレーターは、逆算で求めたインプリシット・デフレーターである。



## と 統計上の不突合

県内総生産(支出側)の一部。本来一致するはずの県内総生産(支出側)と県内総生産(生産側)の間で、推計方法の違いから生じる不一致を調整するために計上する。

推計に使用する基礎統計の精度等の都合から、県では支出系列に計上しているが、国では生産系列に計上している。これは、支出系列において、国は輸出・輸入が確実に把握できるが、県では県際間の取引(移出・移入)の正確な把握が困難であることなどによる。

## は 配当

法人企業の分配所得の一部。株式・出資金配当からなる。民間法人企業及び公的企業のみが支払う。

## ひ 1人当たり県民所得

県民所得を県の総人口で除したものである。なお、県の総人口は各年10月1日現在の人口(注)を使用している。人口1人当たりで表すと比較が容易になることから、国や県、あるいは自県と他県など人口規模の異なる主体との所得水準を比較する際に使われることが多い。

注意しなければならないのは、県民所得は、県民雇用者報酬、財産所得、企業所得からなり、県民経済全体の所得水準を表しているため、1人当たり県民所得は個人の平均年収ではないことである。

また、分子である県民所得の増減と分母である人口の増減により変動するので、県民所得が減少しても人口減少がさらに大きい場合には1人当たり県民所得が増加になる場合もあり、増減の要因には注意を要する。

(注)人口

国勢調査年は総務省統計局「国勢調査」、国勢調査と国勢調査の間の年は総務省統計局「国勢調査結果による補間補正人口」、最新の国勢調査以降の年は総務省統計局「人口推計年報」(都道府県別推計人口)による。

## ふ FISIM (Financial Intermediation Services Indirectly Measured)

FISIM(間接的に計測される金融仲介サービス)は、金融サービスの一形態である。

金融仲介機関の中には、借り手と貸し手に対して異なる利子率を課したり支払ったりすることにより、明示的には料金を課さずにサービスを提供することができるものがある(このような金融仲介機関に資金を貸す人々(預金者)には他の場合よりも低い利子率を支払い、資金を借りる人々にはより高い利子率を課する)。こうした金融仲介機関による明示的には料金を課さないサービスの価額を、間接的な測定方法を用いて推計したものが、FISIM である。産出された FISIM は、需要先としては、サービスの利用者の消費(中間消費ないし最終消費支出)に配分される。

### 付加価値

新たに生み出された価値。

GDP(Gross Domestic Product)が「国内総生産」と訳されているため、GDPについて「国内の産業が生産した財・サービスの生産額の合計」と解釈されることがあるが、正しくは「国内の産業が生産した財・サービスの付加価値の合計」である。

産出額(出荷額、売上高など)から中間投入(原材料費、光熱費など)を控除した付加価値の額が総生産である。例えば、製造品出荷額が増加しても、鉄鉱石や原油などの原材料費、光熱費がより高騰した場合には、製造業の総生産は減少することがある。

## ほ 法人企業の分配所得

財産所得の一部。配当。企業への出資に関して生じた投資所得であり、株式に対する配当をはじめとする民間非金融法人企業、協同組合の剰余金の分配のほか、法人格を有しない政府企業の剰余金の一般政府への繰入れ(いわゆる一般政府の公的企業からの引出し)や企業の海外支店収益、海外子会社の未分配収益なども法人企業の分配所得として扱われる。

また、海外子会社の未分配収益は、国民経済計算では海外直接投資に関する再投資収益として扱われるが、県民経済計算では法人企業の分配所得として扱う。

## 補助金

補助金とは、一般的に①一般政府から市場生産者に対して交付され、②市場生産者の経常費用をまかなうために交付されるものであり、③財貨・サービスの市場価格を低下させるものであると考えられるものであること、という3つの条件を満たす経常交付金である。市場生産者への支払であっても、投資を支援するための支払や運転資産の損失補填のための支払いについては補助金には含まれない(「資本移転」に含まれる)。

また、一般政府内や対家計民間非営利団体に対する支払も、非市場生産者に対する支払であることから①に該当せず、補助金には記録されない。例えば、中央政府から地方政府への公共事業負担金(補助事業に対する国庫負担金)は「資本移転」、対家計民間非営利団体に対する経常交付金(例えば、私学助成金)は、制度部門別所得支出勘定の「その他の経常移転」に分類される。

## み 民間最終消費支出

家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出の合計。

## め 名目値と実質値

名目値は、その時点の価格で評価した値で、国や他県との経済規模の比較や構成比の分析を行う際に適切な数値である。

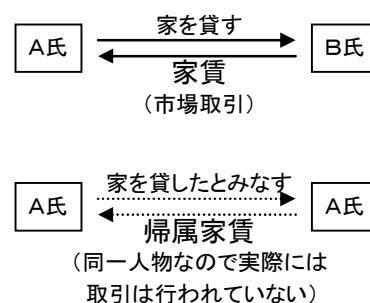
実質値は、ある特定の年の価格水準を基準として、その年からの物価変動の影響を取り除いた値で、異なる時点の比較をする(経済成長率をみる)際に適切な数値である。

## も 持ち家の帰属家賃

帰属家賃とは、実際には家賃の支払いを伴わない住宅等について、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され消費されるものとみなし、それを市場家賃で評価した帰属計算上の家賃である。

「持ち家の帰属家賃」は、持ち家住宅(自己所有住宅)について計算した帰属家賃のことで、持ち家住宅の所有者が不動産業を営んでいるものと仮定されるため、生産側では不動産業の産出額に含まれる一方、支出側では家計最終消費支出に含まれる。

なお、分配側ではこの営業余剰(=「持ち家の帰属家賃」-中間投入-固定資本減耗-生産・輸入品に課される税(控除)補助金)分が、企業所得(個人企業)に計上される。ここで、中間投入には修繕費や住宅ローンの借入に係る FISIM(借り手側 FISIM)等、生産・輸入品に課される税には固定資産税等が含まれる。固定資本減耗は、持ち家の固定資産から生じる減耗分を指す。



## ゆ 輸入品に課される税・関税

財貨を輸入したときに課される関税及び輸入品商品税。産出額と中間投入には同額が含まれるため、産出額から中間投入を差し引いて得られる総生産(生産側)には含まれていない。しかし、総生産(支出側)には市場価格として含まれるため、総生産(生産側)に輸入品に課される税・関税を加えて、生産面と支出面を一致させている。輸入品に課される税・関税は、輸入した事業所所在県で計上されるが、国民経済計算に準じて、経済活動別に配分せず一括計上している。

## よ 要素所得

生産要素の対価として支払われる所得。具体的には、雇用者報酬、営業余剰・混合所得。

## 要素費用表示

「市場価格表示及び要素費用表示」参照。



## り 利子

財産所得の一部。預貯金・債券・売掛金等の貸借により生じる所得。

家計の所得支出勘定における支払財産所得には、利子として消費者負債利子とその他の利子が計上されている。消費者負債利子は、住宅ローン(個人企業(持ち家)の支払)以外の消費者としての家計が支払った利子であり、その他の利子は家計部門に含まれている個人企業が支払った利子である。

主要系列表「主2 県民所得及び県民可処分所得の分配」においては、消費者負債利子は家計(非企業部門)の支払利子として計上され、その他の利子は個人企業の企業所得に含まれる。

## れ 連鎖方式と固定基準年方式

名目値から実質値を算出するための方法である。

連鎖方式は、前年を基準年として前年の価格体系で財・サービスの価格を評価し、参照年(名目値=実質値、デフレーター=100となる年)から毎年毎年の積み重ねで接続していく方法である。県民経済計算では、生産系列、支出系列の実質値を算出するために用いられ、2015年(平成27年)基準改定により平成23暦年から平成27暦年に参照年が改定された。連鎖方式の長所は、毎年、基準年が前年度に更新されるため、最新のウェイト構造(消費の傾向)が反映されることにより価格変化のバイアス(ゆがみ)が少ないことである。短所は、加法整合性がない(内訳項目の合計が集計項目の値と一致しない)ことである。県民経済計算では、開差の欄を設けることで加法整合性がないことを示している。

固定基準年方式は、ある年を基準年(名目値=実質値、デフレーター=100となる年)とし、その年の価格体系で財・サービスの価格を評価する方法である。固定基準年方式では加法整合性が成立する(内訳項目の合計が集計項目の値と一致する)が、基準年から離れるほど価格変化を過大評価するバイアスがかかるという短所がある。

## 第5章 推計方法

県民経済計算では、基本的には以下のような考え方にに基づき推計を行っています。

県の数値が基礎統計で直接表章されている場合は積上げ集計を行い、表章されていない場合は基礎統計の全国値や国民経済計算値を従業者数等の指標で按分する方法を基本としています。

### 生産系列

- 1 各種資料を用いて経済活動別に「産出額」を推計する。
- 2 「中間投入額」を推計する。
- 3 「産出額」-「中間投入額」により「県内総生産」を算出する。
- 4 「固定資本減耗」、「生産・輸入品に課される税(控除)補助金」を控除し、「県内要素所得」を算出する。
- 5 「県内要素所得」から分配系列で算出される「県内雇用者報酬」を控除し、「営業余剰・混合所得」を算出する。

### 分配系列

- 1 各種資料を用いて「県民雇用者報酬」、「財産所得」を推計する。
- 2 生産系列で算出される「営業余剰・混合所得」に「財産所得」の受払を考慮し「企業所得」を算出する。
- 3 「県民雇用者報酬」+「財産所得」+「企業所得」により「県民所得」を算出する。
- 4 「生産・輸入品に課される税(控除)補助金(地方政府)」+「経常移転の受取(純)」により、「県民可処分所得」を算出する。

### 支出系列

- 1 各種資料を用いて「民間最終消費支出」、「地方政府等最終消費支出」、「県内総資本形成」を推計する。
- 2 「財貨・サービスの移出入」を推計する。
- 3 合計値と生産系列の「県内総生産」との差額を「統計上の不突合」として「県内総生産(支出側)」を算出する。

### (1) 県内総生産

項目	推計方法	資料及び照会先
1. 農林水産業		
(1) 農業	<b>産出額</b> ○農業 農業産出額(自社開発ソフトウェア産出額+R&D産出額を加算) ○農業サービス業 全国産出額×従業者数対全国比 <b>中間投入額</b> 産出額×中間投入比率	東北農政局「農林水産統計年報」 総務省「事業所・企業統計調査」(以下「事業所・企業統計」と表示) 総務省「経済センサス」(以下「経済センサス」と表示)
(2) 林業	<b>産出額</b> ○素材生産業 林業産出額 ○育林業 素材生産業(木材生産)産出額×素材生産業に対する育林業比率 <b>中間投入額</b> 産出額×中間投入比率	農林水産省「生産林業所得統計」 県「産業連関表」
(3) 水産業	<b>産出額</b> ○海面漁業・海面養殖業 漁業・養殖業種類別生産額 (船籍ベースのため、県内漁港水揚高(他県船籍含む)とは異なる) ○内水面漁業・内水面養殖業 漁獲量(収獲量)×単価 <b>中間投入額</b> 産出額×中間投入比率	農林水産省「漁業生産額統計」 農林水産省「内水面漁業生産統計」 県主管課資料
2. 鉱業	<b>産出額</b> 全国産出額×従業者数対全国比 <b>中間投入額</b> 産出額×中間投入比率	事業所・企業統計 経済センサス
3. 製造業 「(1)食料品」から「(15)その他の製造業」まで共通	<b>産出額</b> (下記産出額+自社開発ソフトウェア産出額+R&D産出額) ○工業統計分(鉱業に計上する砕石製造業は除く) (販売電力収入を除く製造品出荷額等+在庫純増)×年度転換比率 ○工業統計以外 と畜業(民間・公営) と殺頭数×1頭当たりと殺解体料 <b>中間投入額</b> ○工業統計分(鉱業に計上する砕石製造業は除く) 原材料使用額等×年度転換比率+間接費+FISIM消費額 ○工業統計以外 と畜業 産出額×県内生産額に対する投入比率	経済産業省「経済構造実態調査」「工業統計」(以下「経済構造実態調査」「工業統計」と表示) 経済センサス 日本銀行「投入・産出物価指数」(以下「投入・産出物価指数」と表示) 県「鉱工業指数年報」 県「保健統計の概況」 県「生活衛生業務概況」 県「産業連関表」

項 目	推 計 方 法	資料及び照会先
4.電気・ガス・水道・廃棄物処理業 (1)電気業	<b>産出額</b> ○発電部門 全国発電部門産出額×発電部門分割比率 ○送電・配電部門 全国送配電部門産出額×送配電部門分割比率 <b>中間投入額</b> ○発電部門 発電部門産出額×該当電力会社の発電部門中間投入比率 ○送電部門 送配電部門産出額×該当電力会社の送配電部門中間投入比率	資源エネルギー庁「電力調査統計」 関係機関の財務諸表、決算書
(2)ガス・水道・廃棄物処理業	<b>産出額</b> ○ガス業 営業収益＋自社開発ソフトウェア産出額＋R&D産出額 ○水道業 営業収益－受託工事収益－受水費＋自社開発ソフトウェア産出額 ○廃棄物処理業 全国産出額×従業者数対全国比×一人当たり現金給与対全国比 <b>中間投入額</b> ○ガス業 人件費、減価償却費等を除く費用＋FISIM消費額 ○水道業 人件費、減価償却費等を除く費用＋FISIM消費額 ○廃棄物処理業 産出額×中間投入比率 ○(政府)下水道、(政府)廃棄物処理業→【非市場生産者】を参照	ガス会社照会 資源エネルギー庁「ガス事業年報」 県「企業会計決算書」 県「市町村公営企業年報」 経済産業省「第3次産業活動指数」 (以下「第3次産業活動指数」と表示) 事業所・企業統計、経済センサス 厚生労働省「毎月勤労統計調査年報」、 県「毎月勤労統計調査地方調査結果年報」(以下、国・県「毎月勤労統計調査」と表示)
5.建設業	<b>産出額</b> (下記産出額＋自社開発ソフトウェア産出額＋R&D産出額) ○建築・土木工事 国建設投資推計額×出来高ベース工事額対全国比 ※平成23年度以降、公共建築の産出額について、応急仮設住宅の建設費を加算 ○補修工事 建築・土木工事産出額×補修工事比率 <b>中間投入額</b> 産出額×中間投入比率	国土交通省「建設投資見通し」 国土交通省「建設総合統計年度報」 県「産業連関表」 県主管課資料
6.卸売・小売業	<b>産出額</b> (下記産出額＋自社開発ソフトウェア産出額＋R&D産出額) 全国産出額×自県分年間販売額の対全国比 <b>中間投入額</b> 産出額×中間投入比率	財務省「法人企業統計調査」 経済産業省「商業統計」「商業動態統計(商業販売統計)」
7.運輸・郵便業	<b>産出額</b> ○鉄道業(下記産出額＋自社開発ソフトウェア産出額＋R&D産出額) ・東日本旅客鉄道 鉄道分営業収益×乗車人員対全国比 ・日本貨物鉄道 鉄道分営業収益×府県相互間輸送トン数対全国比 ・JR以外の鉄道・軌道、索道(ロープウェイ、リフト) 鉄道・軌道分営業収益×営業距離県分割合 ○道路運送業(下記産出額＋自社開発ソフトウェア産出額＋R&D産出額) ・道路旅客業 県内営業収入 ・道路貨物輸送業 全国産出額×自動車貨物輸送トン数対全国比 ○水運業 ・外洋輸送業 全国産出額×外国貿易貨物量(輸出)対全国比 ・沿海・内水面輸送業 全国産出額×従業者数対全国比×一人当たり現金給与対全国比 ・港湾輸送業 全国産出額×海上出入貨物量(輸移出＋輸移入)対全国比 ○航空運輸業 全国産出額×人キロ数対全国比 ○その他の運輸業 全国産出額×従業者数対全国比×一人当たり現金給与対全国比など ○郵便業 全国産出額×従業者数対全国比 <b>中間投入額</b> 産出額×中間投入比率 ○(政府)水運施設管理、(政府)航空施設管理(国公営)→【非市場生産者】を参照	国土交通省「交通関係統計資料」 国土交通省「貨物地域流動調査」 鉄道会社損益計算書 鉄道会社照会 国土交通省「鉄道統計年報」 国土交通省「鉄道輸送統計年報」 東北運輸局「運輸要覧」 国土交通省「港湾統計年報」 国土交通省「航空輸送統計年報」 県主管課資料 第3次産業活動指数 事業所・企業統計 経済センサス 国・県「毎月勤労統計調査」
8.宿泊・飲食サービス業	<b>産出額</b> ○飲食サービス業、旅館・その他の宿泊所 全国産出額×従業者数対全国比×一人当たり現金給与対全国比 <b>中間投入額</b> 産出額×中間投入比率	第3次産業活動指数 事業所・企業統計 経済センサス 国・県「毎月勤労統計調査」

項目	推 計 方 法	資料及び照会先
9.情報通信業		
(1)電信・電話業	<b>産出額</b> ○通信業 ・固定電気通信業、移動電気通信業 $\text{全国産出額} \times \text{発信回数対全国比}$ ・電気通信に附帯するサービス業、インターネット附随サービス業 $\text{全国産出額} \times \text{従業者数対全国比} \times \text{一人当たり現金給与対全国比}$ <b>中間投入額</b> 産出額×中間投入比率産出額	第3次産業活動指数 事業所・企業統計 経済センサス 国・県「毎月勤労統計調査」
(2)放送業	<b>産出額</b> 照会回答値+自社開発ソフトウェア産出額+R&D産出額 $\text{全国産出額} \times \text{従業者数対全国比} \times \text{一人当たり現金給与対全国比}$ <b>中間投入額</b> 産出額×中間投入比率	日本放送協会照会 民間放送会社照会 第3次産業活動指数 事業所・企業統計 経済センサス 国・県「毎月勤労統計調査」
(3)情報サービス・映像音声文字情報制作業	<b>産出額</b> $\text{全国産出額} \times \text{従業者数対全国比} \times \text{一人当たり現金給与対全国比}$ <b>中間投入額</b> 産出額×中間投入比率	
10.金融・保険業	<b>産出額</b> (下記産出額+自社開発ソフトウェア産出額+R&D産出額) 金融業 ○民間金融機関 FISIM産出額+受取手数料 $\text{FISIM産出額} = \text{全国値} \times \text{預金残高対全国比}$ 、 $\text{貸出残高対全国比}$ $\text{受取手数料} = \text{全国値} \times (\text{預金残高} + \text{貸出残高}) \text{対全国比}$ ○公的金融機関 ・日本銀行 受取手数料 ・日本銀行以外の公的金融機関 FISIM産出額+受取手数料  保険業 ○民間生命保険(生命保険会社、共済事業) $\text{全国産出額} \times \text{保有契約高対全国比}$ ○公的的生命保険(簡易生命保険) $\text{全国産出額} \times \text{保有契約高対全国比}$ ○年金基金 $\text{全国産出額} \times \text{加入者数対全国比}$ ○民間非生命保険 ・本邦損害保険会社、外国損害保険会社、火災共済協同組合、漁業共済組合 $\text{全国産出額} \times \text{保険料や保険金の対全国比など}$ ・農業共済組合、農業共済組合連合会 損益計算書 ○公的の非生命保険 ・交通災害共済事業、定型保証 会計決算など  <b>中間投入額</b> 産出額×中間投入比率	日本銀行「日本銀行統計」 農林中金総合研究所「農林金融」 (独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構 公表資料 ゆうちょ銀行公表資料 財務省「財政融資資金月報」 事業所・企業統計、経済センサス 東北財務局福島財務事務所照会 金融機関照会 (ほか)  (一社)生命保険協会「生命保険事業概況」 農林水産省「総合農協統計表」 厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」 福島県農業共済組合連合会「農業共済組合財務管理統計」 福島県農業共済組合連合会「通常総会議案」 共済事業者照会 県財政課・市町村財政課資料 (以下「地方財政状況調査表」と表示) ほか
11.不動産業		
(1)住宅賃貸業	<b>産出額</b> $1\text{m}^2\text{当たり家賃} \times \text{住宅床面積} + \text{民泊産出額} + \text{自社開発ソフトウェア産出額}$ <b>中間投入額</b> 産出額×中間投入比率	支出系列の推計値 観光庁資料
(2)その他の不動産業	<b>産出額</b> ○不動産仲介業 $\text{全国産出額} \times \text{従業者数対全国比} \times \text{一人当たり現金給与対全国比}$ ○不動産賃貸業 $\text{全国産出額} \times \text{従業者数対全国比} \times \text{一人当たり現金給与対全国比}$ ※東日本大震災の影響を調整 不動産賃貸業について、借上げ住宅分家賃を加算 <b>中間投入額</b> 産出額×中間投入比率	第3次産業活動指数 事業所・企業統計 経済センサス 国・県「毎月勤労統計調査」 県主管課資料
12.専門・科学技術、業務支援サービス業	<b>産出額</b> ○研究開発サービス、広告業、物品賃貸サービス業、その他の対事業所サービス業 $\text{全国産出額} \times \text{従業者数対全国比} \times \text{一人当たり現金給与対全国比}$ ○獣医業 $\text{全国産出額} \times \text{従業者数対全国比}$ <b>中間投入額</b> 産出額×中間投入比率  ○(政府)学術研究、(非営利)自然・人文科学研究機関→【非市場生産者】を参照	第3次産業活動指数 事業所・企業統計 経済センサス 国・県「毎月勤労統計調査」 農林水産省「獣医師の届出状況」

項目	推 計 方 法	資料及び照会先
13.公務	○(政府)公務→【非市場生産者】を参照	
14.教育	<b>産出額</b> ○教育 全国産出額×従業者数対全国比×一人当たり現金給与対全国比 <b>中間投入額</b> 産出額×中間投入比率  ○(政府)教育、(非営利)教育→【非市場生産者】を参照	第3次産業活動指数 事業所・企業統計 経済センサス 国・県「毎月勤労統計調査」
15.保健衛生・社会事業	<b>産出額</b> ○医療業(下記産出額+自社開発ソフトウェア産出額+R&D産出額) 医療費総額=傷病治療費+保険外診療+新型コロナワクチン接種費用 傷病治療費=公費負担分+保険者等負担分+老人保健分+患者負担分 保険外診療=傷病治療費×保険外診療比率 ○保健衛生業、社会福祉業 全国産出額×従業者数対全国比×一人当たり現金給与対全国比 ○介護 総介護サービス費=保険給付分+公費負担分+利用者負担分 <b>中間投入額</b> 産出額×中間投入比率  ○(政府)保健衛生・社会福祉、(非営利)社会福祉→【非市場生産者】を参照	厚生労働省「国民医療費」 社会保険診療報酬支払基金「基金年報」 厚生労働省「後期高齢者医療事業年報」 厚生労働省「介護保険事業状況報告」 県主管課資料 第3次産業活動指数 事業所・企業統計 経済センサス 国・県「毎月勤労統計調査」
16.その他のサービス	<b>産出額</b> ○自動車整備業 全国産出額×自動車保有車両対全国比 ○機械修理業、会員制企業団体、娯楽業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の対個人サービス業 全国産出額×従業者数対全国比×一人当たり現金給与対全国比 <b>中間投入額</b> 産出額×中間投入比率  ○(政府)社会教育、(非営利)社会教育、(非営利)その他→【非市場生産者】を参照	国土交通省「交通関係統計資料」 事業所・企業統計 経済センサス 第3次産業活動指数 国・県「毎月勤労統計調査」
【非市場生産者】 一般政府	<b>産出額</b> ①雇用者報酬+②中間投入+③固定資本減耗 +④生産・輸入品に課される税 (総生産=①+③+④) <b>中間投入額</b> 賃金を除く物件費等  ①雇用者報酬、②中間投入、④生産・輸入品に課される税 決算額等 ③固定資本減耗 (上記①+②+④)×全国値による固定資本減耗比率  ○(政府)下水道、(政府)廃棄物処理業→4.電気・ガス・水道・廃棄物処理業へ ○(政府)水運施設管理、(政府)航空施設管理(国公営)→7.運輸・郵便業へ ○(政府)学術研究→12.専門・科学技術、業務支援サービス業へ ○(政府)公務→13.公務へ ○(政府)教育→14.教育へ ○(政府)保健衛生・社会福祉→15.保健衛生・社会事業へ ○(政府)社会教育→16.その他のサービスへ	県「歳入歳出決算書」 県「公有財産表」 県「市町村財政年報」 県下水道公社照会 県「市町村公営企業年報」 財政収支調査 地方財政状況調査表 各公務員共済組合照会 ほか
対家計民間非 営利団体	<b>産出額</b> 全国値×従業者数対全国比×一人当たり現金給与対全国比 <b>中間投入額</b> 産出額×中間投入比率  ○(非営利)教育→14.教育へ ○(非営利)社会教育、(非営利)その他→16.その他のサービスへ ○(非営利)自然・人文科学研究機関→12.専門・科学技術、業務支援サービス業へ ○(非営利)社会福祉→15.保健衛生・社会事業へ	事業所・企業統計 経済センサス 国・県「毎月勤労統計調査」
17.小計	経済活動の種類のうち、1～16の項目の総計	
18.輸入品に課 される税・関税	<b>産出額</b> に一括計上(経済活動毎に分割しない) 全国値×「17.小計」の対全国比	
19.(控除)総資 本形成に係 る消費税	<b>産出額</b> から一括控除(経済活動毎に分割しない) 設備投資及び在庫の消費税控除額の合計値	支出系列の推計値

項目	推 計 方 法	資料及び照会先
20. 県内総生産 (名目値)	産出額－中間投入 (17.小計＋18.輸入品に課される税・関税－19.総資本形成に係る消費税)	
固定資本減耗	産出額×全国値による固定資本減耗比率	
県内純生産 (生産者価格表示)	県内総生産(名目値)－固定資本減耗	
生産・輸入品に課される税 (控除)補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全経済活動部門に格付ける間接税(非課税の業種は除外) <ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産関係税 不動産取得税(県)、固定資産税(市町村)等</li> <li>・自動車関係税 自動車重量税(国)、自動車税(県)、軽自動車税(市町村)等 家計負担分を便宜的に1/2とする</li> <li>・事業税 法人事業税(県)、個人事業税(県)、事業所税(市町村)</li> <li>・印紙収入(税外負担:国)</li> <li>・消費税 納税額－還付金額＋設備投資及び在庫に係る控除額</li> <li>・国際観光旅客税</li> </ul> </li> <li>○各経済活動部門に格付ける間接税 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税 酒税(製造業)、電源開発促進税(電気・ガス・水道・廃棄物処理業)等</li> <li>・県税 県たばこ税(製造業)、軽油引取税(卸売・小売業)等</li> <li>・市町村税 市町村たばこ税(製造業)、入湯税(宿泊・飲食サービス業)等</li> <li>・税外負担 日本中央競馬会納付金(国:その他のサービス業)、発電水利用料(県:電気・ガス・水道・廃棄物処理業)等</li> </ul> </li> <li>○関税・輸入品商品税 18.輸入品に課される税・関税に一括計上した値</li> <li>○補助金 経済活動別の 全国値×県内総生産の対全国比</li> </ul>	国税庁「統計年報書」 県「税務統計書」 県「市町村財政年報」 県「家屋に関する概要調書」 仙台国税局照会 東北運輸局福島運輸支局照会 財務省「国際収支統計」 支出系列の推計値
県内要素所得 (県内純生産) (要素費用表示)	県内純生産(生産者価格表示)－生産・輸入品に課される税(控除)補助金	
県内雇業者報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>①分配系列で推計した県民ベースの雇業者報酬を県内ベースに転換</li> <li>②日本標準産業分類(JSIC)をSNA経済活動別分類に組替</li> <li>③別途推計した一般政府及び対家計民間非営利団体の雇業者報酬を加算</li> </ul>	分配系列の推計値
営業余剰・混合所得	県内要素所得－県内雇業者報酬＝営業余剰・混合所得(県内ベース) 営業余剰・混合所得(県内ベース)を元に分配系列で企業所得を推計	
県内総生産(実質値)・デフレーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>①国民経済計算(暦年)の経済活動別デフレーター(以下DF)を年度値に転換。</li> <li>②産出額と中間投入について、それぞれ前年度固定基準の当年度実質値を求め、産出額から中間投入を控除して総生産を求める。 前年度固定基準の当年度実質値 ＝当年度名目値/(当年度DF/前年度DF)</li> <li>③上記②実質値を前年度名目値(＝前年度固定基準の前年度実質値)で除して、連鎖実質値の対前年度増加率を求める。 連鎖実質値の対前年度増加率 ＝前年度固定基準の当年度実質値/前年度名目値</li> <li>④推計開始年度(23年度)の名目総生産額に、上記③増加率を順次乗じて、実質総生産額の一次推計値を求める。 実質総生産額の一次推計値 ＝前年度の一次推計値×③増加率</li> <li>⑤上記④一次推計値を、27暦年連鎖価格の実質値に変換する。 27暦年連鎖価格の実質値 ＝④一次推計値×(27年度連鎖実質値/④27年度一次推計値)</li> <li>⑥名目値を上記⑤実質値で除して県の産出額、中間投入、総生産の連鎖DFを求める。同じ産業での生産コストは全国共通の水準であるとみなしているため、産出額・中間投入の各項目の⑥DFは①DFと等しいが、産出額・中間投入の小計・合計と総生産の⑥DF(インプリシット・デフレーター)は、国と県の産業構造の違いが反映されるため、①DFと異なる値となる。 連鎖DF＝(名目値/連鎖実質値)×100</li> </ul>	国民経済計算 日本銀行「国内企業物価指数」 投入・産出物価指数 総務省「消費者物価指数」 日本銀行「企業向けサービス価格指数」 厚生労働省「毎月勤労統計」 国土交通省「建設工事費デフレーター」 ほか

(2) 県民所得(分配)

項目	推計方法	資料及び照会先
<p>1 県民雇用者報酬 (1) 賃金・俸給</p>	<p>○現金給与 農林水産業 ・農業 農家 販売農家1戸当たり農業雇人費×販売農家戸数 その他 1人当たり雇用者報酬×現金給与の自県比率×雇用者数 ・林業 林家 純生産×林野面積の個人分割合×雇用労賃率 その他 1人当たり雇用者報酬×現金給与の自県比率×雇用者数 ・水産業 純生産×雇用労賃率 ・有給家族従業者 1人当たり年間平均給与×有給家族従業者数 農林水産業以外 ・常用雇用者 常用雇用者1人当たり現金給与×二重雇用調整後の常用雇用者数 ※二重雇用調整 常用雇用者数×二重雇用比率 ・臨時・日雇 1人当たり年間現金給与額×臨時・日雇の雇用者数 公務 決算書該当項目</p> <p>○役員報酬 1人当たり役員給与・賞与×役員数 ○議員歳費等 決算書該当項目 ○現物給与 現金給与所得×現物給与比率 ○給与住宅差額家賃 (1か月1m<sup>2</sup>当たり月市中平均家賃－1か月1m<sup>2</sup>当たり給与住宅家賃) ×給与住宅数×給与住宅の1住宅当たり延べ床面積×12か月</p>	<p>農林水産省「農業経営統計」 農林水産省「農林業センサス」 財務省「財政金融統計月報」 農林水産省「林業経営統計調査」 生産系列の推計値 農林水産省「漁業経営調査」 国・県「毎月勤労統計調査」 総務省「国勢調査」 経済センサス 工業統計 経済構造実態調査 財政収支調査 地方財政状況調査表 県「市町村公営企業年報」 人事院「国家公務員給与等実態調査」 県「地方公共団体定員管理調査」 財務省「国会所管歳出決算報告書」 総務省「住宅・土地統計調査」</p>
<p>(2) 雇主の社会負担 a 雇主の現実社会負担</p>	<p>決算書該当項目</p>	<p>全国健康保険協会「事業年報」 厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」 福島労働局「労災保険事業概況」 福島労働局「労働保険事業概況」 財政収支調査 人事院「国家公務員給与等実態調査報告書」 総務省「地方公務員共済組合等事業年報」</p>
<p>b 雇主の帰属社会負担</p>	<p>○雇主の帰属年金負担 現在勤務増分－確定給付型企業年金に係わる雇主の現実年金負担</p> <p>○雇主の帰属非年金負担 ・退職一時金(政府分等) 決算書該当項目 ・公務災害補償費(国家公務員) 決算書該当項目 ・その他 県の現金給与×国民経済計算のその他/現金給与比率</p>	<p>財政収支調査 地方財政状況調査表 県「企業会計決算書」 県「市町村公営企業年報」</p>
<p>2 財産所得 利子</p>	<p>①②については「3 企業所得」で処理し、③④⑤を表章</p> <p>○支払利子 ①非金融法人企業 ・民間企業 全国値×従業者数対全国比 ・公的企業 財政収支調査及び決算書該当項目 FISIM調整額(控除)</p> <p>②金融機関 民間機関 ・民間金融機関 全国値×預金残高の対全国比 ・生命保険 全国値×保有契約高の対全国比 ・非生命保険 全国値×(保険料収入－支払保険金)の対全国比 FISIM調整額(控除)</p> <p>公的機関 ・公的金融機関 全国値を以下の指標で按分 ゆうちょ銀行・郵便貯金・簡易生命保険管理機構 貯金残高 財政融資資金特別会計 地方公共団体貸付金 その他の公的金融機関 貸出残高等 ・生命保険 全国値×保有契約金額の対全国比 ・非生命保険 決算書該当項目 FISIM調整額(控除)</p>	<p>国民経済計算 経済センサス 県「歳入歳出決算書附属書類」 県「企業会計決算書」 財政収支調査 県「市町村公営企業年報」 県「市町村財政年報」 地方財政状況調査表 生産系列の推計値</p>

項 目	推 計 方 法	資料及び照会先
利子	<p>③ 地方政府等 決算書該当項目 FISIM調整額(控除)</p> <p>④ 家計(個人企業を含む) ・消費者負債利子     全国銀行 全国値×負債現在高(住宅・土地のための負債を除く)の対全国比     生命保険 全国値×保有契約高の対全国比 ・持家の支払利子 全国値×住宅・土地のための負債額の対全国比 ・農林水産業の支払利子 全国値×貸付金残高の対全国比 ・非農林水産業の支払利子 全国値×個人企業数の対全国比 FISIM調整額(控除)</p> <p>⑤ 対家計民間非営利団体 全国値×従業者数の対全国比 FISIM調整額(控除)</p> <p>○ 受取利子</p> <p>① 非金融法人企業 ・民間企業 全国値×従業者数対全国比 ・公的企業 決算書該当項目 FISIM調整額(加算)</p> <p>② 金融機関 民間機関 ・民間金融機関 全国値×貸出残高の対全国比 ・生命保険 全国値×保有契約高の対全国比 ・非生命保険 全国値×(保険料収入－支払保険金)の対全国比 FISIM調整額(加算)</p> <p>公的機関 ・公的金融機関 全国値を以下の指標で按分     ゆうちょ銀行、郵便貯金・簡易生命保険管理機構 貯金残高     財政融資資金特別会計 地方公共団体貸付金     その他の公的金融機関 貸出残高等 ・生命保険 全国値×保有契約金額の対全国比 ・非生命保険 生産系列の推計値 FISIM調整額(加算)</p> <p>③ 地方政府等 決算書該当項目 FISIM調整額(加算)</p> <p>④ 家計(個人企業を含む) ・一般預貯金利子 全国値×個人分割合×預金残高の対全国比 ・社内預金利子 全国値×社内預金残高の対全国比 ・有価証券利子 全国値×預金残高の対全国比 ・信託利子 全国値×預金残高の対全国比 FISIM調整額(加算)</p> <p>⑤ 対家計民間非営利団体 全国値×従業者数の対全国比 FISIM調整額(加算)</p>	総務省「全国消費実態調査」 総務省「国家計構造調査」 総務省「国勢調査」 日本銀行資料 福島労働局照会
法人企業の分配所得	<p>○ 法人企業の分配所得の支払</p> <p>① 非金融法人企業 全国値×従業者数の対全国比</p> <p>② 金融機関 全国値×従業者数の対全国比</p> <p>○ 法人企業の分配所得の受取</p> <p>① 非金融法人企業 全国値×従業者数の対全国比</p> <p>② 金融機関 全国値×従業者数の対全国比</p> <p>③ 地方政府等 決算書該当項目</p> <p>④ 家計 全国値×配当所得の対全国比</p> <p>⑤ 対家計民間非営利団体 全国値×従業者数の対全国比</p>	経済センサス 財政収支調査 県「歳入歳出決算書附属書類」 県「市町村財政年報」 地方財政状況調査表 国税庁「統計年報書」



項 目	推 計 方 法	資料及び照会先
その他の投資所得	<p>○保険契約者に帰属する投資所得の支払</p> <p>②金融機関</p> <p>生命保険の帰属収益</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間生命保険 全国値×保有契約高の対全国比</li> <li>・公的生命保険 全国値×保有契約保険金額の対全国比</li> </ul> <p>非生命保険の帰属収益</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間非生命保険 全国値×(保険料収入－支払保険金)の対全国比</li> <li>・公的非生命保険 全国値×貸付金残高の対全国比</li> </ul> <p>定型保証の帰属収益 決算書該当項目</p> <p>保険契約者配当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生命保険 全国値×保有契約高の対全国比</li> <li>・非生命保険 全国値×(保険料収入－支払保険金)の対全国比</li> </ul> <p>○年金受給権に係る投資所得の支払</p> <p>全国値×保険料収納済額の対全国比×内民転換比率</p> <p>○投資信託投資者に帰属する投資所得の支払</p> <p>全国値×預金残高の対全国比</p> <p>○保険契約者に帰属する財産所得の受取</p> <p>①非金融法人企業～⑤対家計民間非営利団体</p> <p>支払と同額×制度部門別分割比率</p> <p>○年金受給権に係る投資所得の受取 支払と同額</p> <p>○投資信託投資者に帰属する投資所得の受取</p> <p>支払と同額×制度部門別分割比率</p>	<p>生産系列の推計値</p> <p>全国漁業共済組合連合会「事業報告書」</p> <p>福島県信用保証協会「収支計算書」</p> <p>国民経済計算</p>
賃貸料	<p>○土地の純賃貸料の支払(土地税を控除)</p> <p>①非金融法人企業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業 全国値×法人決定価格の対全国比</li> <li>・公的企業 決算書該当項目</li> </ul> <p>②金融機関</p> <p>民間機関 全国値×法人決定価格の対全国比</p> <p>③地方政府等 決算書該当項目</p> <p>④家計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産業分 10アール当たり小作料×小作地面積</li> <li>・非農林水産業分 1世帯当たり地代×店舗その他併用住宅借地戸数×修正倍率</li> <li>・持ち家 1世帯当たり地代×専用住宅借地戸数×修正倍率</li> </ul> <p>⑤対家計民間非営利団体 全国値×従業者数の対全国比</p> <p>○土地の純賃貸料の受取(土地税を控除)</p> <p>①非金融法人企業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業 全国値×法人決定価格の対全国比</li> <li>・公的企業 決算書該当項目</li> </ul> <p>③地方政府等 決算書該当項目</p> <p>④家計 支払土地賃貸料×国受取／支払比率</p> <p>⑤対家計民間非営利団体 全国値×従業者数の対全国比</p>	<p>総務省「固定資産の価格等の概要調査」</p> <p>財政収支調査</p> <p>県「企業会計決算書」</p> <p>県「市町村公営企業年報」</p> <p>県「歳入歳出決算書附属書類」</p> <p>日本不動産研究所「田畑価格及び小作料調」</p> <p>農林水産省「農林業センサス」</p> <p>総務省「家計調査」</p> <p>総務省「住宅・土地統計調査」</p> <p>総務省「全国消費実態調査」</p> <p>総務省「全国家計構造調査」</p> <p>経済センサス</p> <p>国民経済計算</p>

項目	推計方法	資料及び照会先
3 企業所得	企業所得＝営業余剰・混合所得＋財産所得の受取－財産所得の支払 なお、個人企業における財産所得の受取は家計の財産所得とみなす (※家計分との経理が明瞭に区別し難いため)	
	○営業余剰・混合所得 ①非金融法人企業 ・民間非金融法人企業 営業余剰・混合所得の総額－他部門の営業余剰・混合所得 ・公的非金融法人企業 全国値×料金収入の対全国比、又は決算書該当項目 ②金融機関 ・民間機関 金融保険業営業余剰－公的機関の営業余剰 ・公的機関 全国値×従業者数の対全国比、又は決算書該当項目 ③個人企業 ・農林水産業 純生産－雇用量報酬－民間法人企業営業余剰 ・その他の産業 本業 国個人企業1企業当たり本業混合所得×所得格差×個人企業数 内職 本業×内職所得比率×内職者数 兼業 本業×兼業比率 ・持ち家 持ち家の帰属家賃×国の営業余剰率	生産系列の推計値 財政収支調査 県「歳入歳出決算書附属書類」 県「企業会計決算書」 県「市町村公営企業年報」 県「市町村財政年報」 国民経済計算 国税庁「統計年報書」 総務省「国勢調査」
4 県民所得	1 県民雇用量報酬＋2 財産所得＋3 企業所得	
県民総所得	4 県民所得＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税(控除)補助金(中央政府、地方政府)	生産系列の推計値
県総人口	各年度10月1日現在の人口	支出系列の推計値
1人当たり県民所得	4 県民所得／県総人口	

(3) 県内総生産(支出側)

項目	推計方法	資料及び照会先
1 民間最終消費支出 (1) 家計最終消費支出	(1)家計最終消費支出+(2)対家計民間非営利団体最終消費支出 家計最終消費支出=全国値×消費支出額(①+②)対全国比 ①全国家計構造調査による推計値 ②直接推計法による推計値 ①全国家計構造調査による推計値 =2人以上世帯の消費支出額+単身世帯の消費支出額 ・2人以上世帯の消費支出額=1世帯当たり消費支出額×2人以上世帯数 ・単身世帯の消費支出額=1世帯当たり消費支出額×単身世帯数 ②直接推計法による推計値 ○金融機関の帰属サービス ・生命保険、年金基金のサービス料 生産系列の推計値 ・証券手数料 全国値×有価証券残高対全国比 ・FISIM消費額 分配系列の推計値 ・非生命保険のサービス料 非生命保険の産出額×家計分割合 ○家賃(帰属家賃を含む) 1㎡当たり家賃×住宅床面積-住宅宿泊サービス (住宅の所有別、専用・併用別、構造別) ※東日本大震災による倒壊家屋や福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域内の持ち家等について、帰属家賃を調整 ○自動車購入額 全国値×{(新車登録台数×平均単価)自県分割合} ○医療費、介護費の自己負担分 生産系列の推計値	国民経済計算 総務省「全国消費実態調査」 総務省「全国家計構造調査」 総務省「国勢調査」 総務省「人口推計 国勢調査結果による補間補正人口」 総務省「人口推計年報」 総務省「住民基本台帳要覧」 県「福島県の推計人口」  生産系列の推計値 分配系列の推計値 総務省「住宅・土地統計調査」 総務省「消費者物価指数」 国土交通省「建築着工統計調査」 国土交通省「住宅着工統計調査」 国土交通省「建築物滅失統計調査」 全国軽自動車協会連合会「軽四輪車県別新車販売台数」 県「産業連関表」
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	対家計民間非営利団体最終消費支出 =産出額-財貨・サービスの販売-自己勘定総固定資本形成(R&D)	生産系列の推計値 国民経済計算
2 地方政府等最終消費支出	地方政府等最終消費支出 =産出額-財貨・サービスの販売 -自己勘定総固定資本形成(R&D) +現物社会移転(市場産出の購入)	生産系列の推計値 分配系列の推計値 財政収支調査 国民経済計算 地方財政状況調査表 県「市町村公営企業年報」 県「歳入歳出決算書附属書類」
3 県内総資本形成	○総資本形成に係る消費税(生産系列で控除):投資額×投資控除税額比率	
(1) 総固定資本形成 a 民間 (a) 住宅  (b) 企業設備	住宅投資総額-公的住宅投資額 住宅投資総額=(民間住宅(改装・改修以外)+公的住宅) ×居住用建築物工事額対全国比 +全国値(改装・改修)×住宅維持・修繕工事費対全国比 以下5項目の合計 ○「その他の建物・構築物」及び「機械・設備」の「製造業」分 全国値×有形固定資産取得額(土地除く、建設仮勘定含む)対全国比 ○「その他の建物・構築物」及び「機械・設備」の「製造業以外」分 県総生産×全国投資比率 ○育成生物資源 全国値×果樹・乳牛等に係る産出額対全国比 ○「研究・開発」及び「コンピュータ・ソフトウェア」 県総生産×全国投資比率 ○「娯楽作品原本」 全国値×放送業等(NHK除く)売上額対全国比	国民経済計算 国土交通省「建設総合統計年度報」 国土交通省「建設工事施工統計」  経済構造実態調査 工業統計 生産系列の推計値 内閣府「民間企業資本ストック年報」 農林水産省「生産農業所得統計」 経済センサス

b 公的 (a) 住宅	決算書該当項目	財政収支調査 地方財政状況調査表
(b) 企業設備	決算書該当項目+R&D及びソフトウェア+娯楽作品原本 (高速道路 全国値×路線延長対全国比)	日本高速道路保有・債務返済機構業務資料 東日本高速道路業務資料 県主管課業務資料
(c) 一般政府 (中央政府 等・地方政 府等)	決算書該当項目+R&D及びソフトウェア	県「歳入歳出決算書附属書類」 県「企業会計決算書」 県「市町村公営企業年報」
(2) 在庫変動 a 民間 b 公的	期末在庫残高-期首在庫残高 在庫残高=県産出額×全国在庫比率	生産系列の推計値 国民経済計算
4 財貨・サービスの の移出入(純)・ 統計上の不突合	(1) 移出入(純)+(2) 統計上の不突合	
(1) 移出入(純)	移出入(純)=a 移出-b 移入+c FISIMの移出入(純)	生産系列の推計値 分配系列の推計値
a 移出	産出額×移出率(輸出を含む)+中央政府等最終消費支出	国民経済計算 県「産業連関表」
b 移入	県内需要(民間最終消費支出+政府最終消費支出+総資本形成+中間投入額) ×移入率(輸入を含む)	
c FISIMの 移出入(純)	FISIM県内産出額-県内全制度部門のFISIM消費額合計	
(2)統計上の不突合	県内総生産(生産側)-(1 民間最終消費支出 + 2 地方政府等最終消費支出 +3 総資本形成 + 4(1)財貨・サービスの移出入(純))	生産系列の推計値
5 県内総生産 (支出側、名目 値)	1 民間最終消費支出 +2 地方政府等最終消費支出 +3 総資本形成 +4 財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合	
(参考) 域外からの要素 所得(純)	県民所得-県内純生産	分配系列の推計値 生産系列の推計値
県民総所得	5 県内総生産(支出側)+域外からの要素所得(純)	
県内総生産 (支出側、実質 値)	県内総生産(支出側、実質:連鎖方式) =県内総生産(支出側、名目)/デフレーター ※県内総生産の実質値は生産側を優先する。	国民経済計算 生産系列の推計値
デフレーター	デフレーター ①民間最終消費支出 国民経済計算同項目の値 ②地方政府等最終消費支出 国民経済計算「政府最終消費支出」の値 ③総資本形成 国民経済計算同項目の値 ④財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合・開差 県内総生産(生産側実質値)-(①+②+③)	

## 第6章 SNA経済活動別分類と日本標準産業分類との対応

国・地方公共団体の統計は日本標準産業分類(JSIC)に基づいて作成されています。JSICは平成25年10月に第13回改定(平成26年4月施行)が行われました。

県民経済計算では、SNA(国民経済計算)経済活動別分類を用いているため、JSICの改定や国民経済計算での経済活動への格付けの相違により、JSICとは異なる産業で推計している業種があります。

例 砕石業(SNA 鉱業) ←JSIC第13回 製造業  
 旅行業(SNA 運輸・郵便業) ←JSIC第13回 生活関連サービス業, 娯楽業

SNA 経済活動別分類(2015年(平成27年)基準)と日本標準産業分類(第13回改定)の対応関係は、次のとおりです。

SNA 経済活動別分類	日本標準産業分類(JSIC) 第13回改定
1 農林水産業	
01 農業	01 農業 (0113 野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)のうち「きのこ類の栽培」→林業) (014 園芸サービス業→その他のサービス)
02 林業	02 林業 0113 野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)のうち「きのこ類の栽培」
03 水産業	03 漁業(水産養殖業を除く) 04 水産養殖業
2 鉱業	
04 鉱業	05 鉱業、採石業、砂利採取業 2181 砕石製造業
3 製造業	
05 食料品	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち「硬化油(食用)」 5895 料理品小売業のうち「製造小売分」 952 と畜場
06 繊維製品	11 繊維工業 (1113 炭素繊維製造業→窯業・土石製品)
07 パルプ・紙・紙加工品	14 パルプ・紙・紙加工品製造業
08 化学	16 化学工業 (1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち「硬化油(食用)」→食料品)
09 石油・石炭製品	17 石油・石炭製品製造業
10 窯業・土石製品	21 窯業・土石製造業 (2181 砕石製造業→鉱業) 1113 炭素繊維製造業
11 一次金属	22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業
12 金属製品	24 金属製品製造業
13 はん用・生産用・ 業務用機械	25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業
14 電子部品・デバイス	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
15 電気機械	29 電気機械器具製造業

SNA経済活動別分類と日本標準産業分類の対応

SNA 経済活動別分類	日本標準産業分類(JSIC) 第13回改定
16 情報・通信機器	30 情報通信機械器具製造業
17 輸送用機械	31 輸送用機械器具製造業 901 機械修理業のうち「空港等で行われる航空機整備」
18 印刷業	15 印刷・同関連業
19 その他の製造業	12 木材・木製品製造業(家具を除く) 13 家具・装備品製造業 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く) 19 ゴム製品製造業 20 なめし皮・同製品・毛皮製造業 32 その他の製造業
4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	
20 電気業	33 電気業
21 ガス・水道・廃棄物処理業	34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業 (361 上水道業のうち「船舶給水業」→運輸・郵便業) 88 廃棄物処理業
5 建設業	
22 建設業	06 総合工事業 07 職別工事業(設備工事業を除く) 08 設備工事業
6 卸売・小売業	
23 卸売業	50 各種商品卸売業 ～ 55 その他の卸売業 959 他に分類されないサービス業のうち「卸売市場」
24 小売業	56 各種商品小売業 ～ 58 飲食料品小売業 (5895 料理品小売業のうち「製造小売分」→食料品製造業) ～ 60 その他の小売業 (6033 調剤薬局のうち「調剤」→保健衛生・社会事業) 61 無店舗小売業 6421 質屋
7 運輸・郵便業	
25 運輸・郵便業	361 上水道業のうち「船舶給水業」 42 鉄道業 ～ 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業(信書便事業を含む) 861 郵便局 862 郵便局受託業 693 駐車場業 (自動車の保管を目的とする駐車場→不動産業。路面上に設置される駐車場は除く) 791 旅行業
8 宿泊・飲食サービス業	
26 宿泊・飲食サービス業	75 宿泊業(うち会社の寄宿舎、学生寮等を除く) 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 (7721 配達飲食サービス業のうち「学校給食」→「教育」)

SNA経済活動別分類と日本標準産業分類の対応

SNA 経済活動別分類	日本標準産業分類(JSIC) 第13回改定
9 情報通信業	
27 通信・放送業	37 通信業 38 放送業 40 インターネット付随サービス業
28 情報サービス・映像音声 文字情報制作業	39 情報サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業
10 金融・保険業	
29 金融・保険業	62 銀行業 ～ 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 (6421 質屋→小売業) 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
11 不動産業	
30 住宅賃貸業	692 貸家業、貸間業、帰属計算する住宅賃貸料
31 その他の不動産業	68 不動産取引業 691 不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く) (6912 土地賃貸業を除く) 693 駐車場のうち自動車の保管を目的とする駐車場(所有者の委託を受けて行う 駐車場の管理運営の活動を含む) 694 不動産管理業
12 専門・科学技術、 業務支援サービス業	
32 専門・科学技術、 業務支援サービス業	70 物品賃貸業 71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業(他に分類されないもの) (727 著述家・芸術家業→その他のサービス) 73 広告業 74 技術サービス(他に分類されないもの) (746 写真業→その他のサービス) 91 職業紹介・労働派遣業 92 その他の事業サービス業
13 公務	
33 公務	97 国家公務 98 地方公務 8511 社会保険事業団体
14 教育	
34 教育	7721 配達飲食サービス業のうち「学校給食」 81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業 (821 社会教育、823 学習塾、824 教養・技能教授業→その他のサービス) (8229 その他の職業・教育支援施設のうち「児童自立支援施設」→保健衛生・社会事業)
15 保健衛生・社会事業	
35 保健衛生・社会事業	6033 調剤薬局のうち「調剤」 8229 その他の職業・教育支援施設のうち「児童自立支援施設」 83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業 (8511 社会保険事業団体→公務)

## SNA経済活動別分類と日本標準産業分類の対応

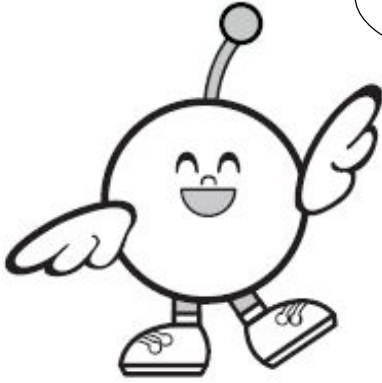
SNA 経済活動別分類	日本標準産業分類(JSIC) 第13回改定
16 その他のサービス 36 その他のサービス	014 園芸サービス業 727 著述・芸術家業 746 写真業 78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 (791 旅行業→運輸・郵便業) 80 娯楽業 821 社会教育 823 学習塾 824 教養・技能教授業 87 協同組合(他に分類されないもの) 89 自動車整備業 90 機械等修理業(別掲を除く) (901 機械修理業のうち「空港等で行われる航空機整備」→輸送機械製造業) 93 政治・経済・文化団体 94 宗教 95 その他のサービス (952 と畜場→食料品製造業)





## —お願い—

本年報から抜粋、又は新たに資料を作成して利用する場合は、福島県統計課「令和3（2021）年度福島県県民経済計算年報」から抜粋（又は作成）した旨を明記してください。



キビタン©福島県

本書の作成にあたっては、本文に記載した以外に、以下の資料を参考にしました。  
各都道府県統計分析主管課「県民経済計算年報」2022～2023年

### 令和3（2021）年度 福島県県民経済計算年報

統計課資料 統経第253号  
令和6年3月刊行

#### 編集・発行

福島県 企画調整部 統計課  
〒960-8670 福島市杉妻町2-16  
電話 024-521-7148（直通）  
電子メール shotoku@pref.fukushima.lg.jp